

平成25年第3回砂川市議会定例会

平成25年9月10日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 議案第 4号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成25年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第 2 一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 4号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成25年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第 2 一般質問

土 田 政 己 君

多比良 和 伸 君

増 山 裕 司 君

小 黒 弘 君

増 井 浩 一 君

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君

議 員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

小 黒 弘 君

尾 崎 静 夫 君

辻 勲 君

副議長 飯 澤 明 彦 君

議 員 増 山 裕 司 君

水 島 美喜子 君

土 田 政 己 君

北 谷 文 夫 君

沢 田 広 志 君

○欠席議員（1名）

議 員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐 藤 進
-----------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	河	端	一	寿
事	務	局	次	高	橋	仲	二
事	務	局	主	佐	々木	純	人
事	務	局	係	杉	村	有	美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 東 英男君 休会中の本会議を再開します。
本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。
事務局長。
- 議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。
- 議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第4号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成25年度砂川市介護保険特別会計補正予算

- 議長 東 英男君 日程第1、議案第4号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成25年度砂川市介護保険特別会計補正予算の4件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

- 予算審査特別委員長 一ノ瀬弘昭君 (登壇) おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてをご報告申し上げます。

9月9日に委員会を開催し、委員長に私一ノ瀬、副委員長には水島美喜子委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第4号及び議案第1号から第3号の一般会計、特別会計の補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でご報告を終わります。

- 議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第4号、第1号から第3号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号、第1号から第3号までを一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） おはようございます。大きな項目で3点について質問を行います。

まず、第1点目は、有害鳥獣による農作物等の被害防止対策の強化についてであります。これまでも有害鳥獣による農作物等の被害防止をするため、関係機関や地域でさまざまな工夫を凝らしてきましたが、全道的に農林業被害がふえる状況にあると言われております。特にエゾシカによる農林業被害は全道で64億円を超え、深刻な社会問題になっており、一層の被害防止対策の強化が求められておりますので、次の点について質問をいたします。

（1）、市内における近年の有害鳥獣による被害の傾向と状況について伺います。

（2）、従来講じてきた被害防止対策と有害鳥獣の捕獲数及び今後の取り組みの方針について伺います。

（3）、今年度実施されている鳥獣被害対策実施隊による駆除の実績とLED鳥獣忌避装置の設置による被害防止の効果について伺います。

次に、大きな2点目に高齢者の肺炎防止に効果が認められた肺炎球菌ワクチン接種の公費助成について質問をいたします。厚生労働省によると、現在肺炎は死因順位の3位であり、特に高齢者において高い死亡率となっており、肺炎のうち3分の1から4分の1が肺炎球菌によるものと言われております。肺炎予防について国がことし3月、感染マニュアルを作成し、7月に「肺炎球菌ワクチン接種対象者及び接種方法について」をまとめ、ワクチンの有効性を認めております。既に道内では、多くの市町村と広域連合が公費によるワクチン接種を行っていますが、砂川市として高齢者の健康と医療費を抑制する立場から、肺炎球菌ワクチン接種の助成制度を実施する考えはないか伺います。

大きな3点目に、介護保険制度の改正の動向と市民への具体的影響について質問をいたします。政府の社会保障制度改革国民会議は、消費税増税と一体で実施を進めている社会保障改革についての報告書をまとめ、安倍首相に提出いたしました。政府は、この報告

書を受け秋の臨時国会に法案を提出する方針であります。介護保険制度では、要支援者を保険給付対象から外し、市町村任せの地域包括推進事業、仮称ですけれども、これに移す。一定以上の所得のある利用者の利用料を引き上げる。特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化すると明記し、軽度者の利用料を引き上げ、軽度者を特別養護老人ホームから締め出す。特別養護老人ホームなどの居住費や食費を軽減する補足給付の削減なども打ち出されております。もしこのような方向で介護保険制度が改正された場合の利用者や市民への具体的影響と対応策について質問し、1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) おはようございます。私のほうから大きな1番、有害鳥獣による農作物等の被害防止対策の強化についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、市内における近年の有害鳥獣による被害の傾向と状況についてでございますが、当市における有害鳥獣による農作物の被害につきましては特にエゾシカ及びアライグマによる食害が多く発生しており、平成24年度の農作物の被害額は約330万円程度の状況にあります。エゾシカにつきましては、春には田植え直後の苗の食い荒らし、踏み荒らし、露地野菜での播種直後の若芽の食害や踏み荒らしなどが発生しており、秋には収穫前の水稻、露地野菜、果樹、ソバ等の食害と通年にわたり被害が発生しておりますが、近年電気牧柵の普及により電気牧柵を設置している圃場では被害が減少し、電気牧柵を設置していない圃場に被害が集中する傾向にあります。アライグマは、平成17年ころから急激にふえ出し、特に露地栽培のトウモロコシやスイカの食害が多く、近年ではトマトやカボチャにまで被害が及んでいる状況で、農業者にアライグマ用箱わなを貸し出し、駆除をしていただいております。また、ヒグマにつきましては、農作物被害は発生しておりませんが、近年ヒグマの目撃情報が多発しており、中山間部等の圃場での農作業に支障を来している状況です。

次に、(2)、従来講じてきた被害防止対策と有害鳥獣の捕獲数及び今後の取り組みの方針についてご答弁申し上げます。当市におきましては、平成20年度に砂川市鳥獣被害防止計画を策定し、翌平成21年度に市及び北海道猟友会砂川部会、新砂川農協、中空知農業共済組合、そらち森林組合、砂川警察署、農家代表による砂川市有害鳥獣対策連絡協議会を設立、有害鳥獣による被害防止対策を実施してまいりました。また、平成23年4月には、被害防止活動の広域的な対策を図ることを目的に既存の協議会に奈井江町を含め、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会に変更しております。協議会による被害防止対策につきましては、平成21年度から国の補助事業であります鳥獣被害防止総合対策事業と市の補助金を活用しての電気牧柵の設置事業、農業者によるアライグマ用箱わなでの駆除の促進、わな免許取得予備講習料補助、エゾシカの一斉捕獲事業などを実施してまいりました。また、当市単独の取り組みといたしまして、北海道猟友会砂川部会へのエゾシカ、カラスの駆除委託事業や狩猟免許取得補助金事業、箱わなによるヒグマの駆除を進めてい

るところであります。

次に、有害鳥獣の捕獲実績につきましては、平成24年度はエゾシカ72頭、アライグマ54頭、ヒグマ2頭、カラス357羽、キツネ11頭、タヌキ3頭、本年度は8月末現在でエゾシカ34頭、アライグマ25頭、ヒグマ1頭、カラス132羽、キツネ2頭、タヌキ1頭を捕獲しております。今後の被害防止対策につきましては、国の補助を活用した電気牧柵設置事業等これまでの被害防止対策を継続し、本年度から実施しておりますエゾシカを捕獲したハンターなどに1頭当たり6,000円の助成金を交付し、エゾシカの捕獲強化を図る鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の実施や、猟銃の使用を禁止されている夜間での有害鳥獣の追い払いに有効な動物駆除用煙火を使用するために必要な動物駆除用煙火消費保安手帳の取得講習会の開催など被害防止対策の強化を図ってまいります。また、会員の減少や高齢化が課題となっております猟友会につきましても市としてどのような支援ができるかなど、猟友会と十分に協議をしまして支援策等を検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)、本年度実施されている鳥獣被害対策実施隊による駆除の実績とLED鳥獣忌避装置設置による被害防止の効果についてご答弁申し上げます。砂川市被害対策実施隊は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する鳥獣の捕獲等被害防止計画に基づく被害防止施策を実施するため、平成24年4月に設置したもので、現在は農政課職員5名と猟友会会員3名の計8名の会員で活動しております。活動の内容は、夜間の空砲によるエゾシカの追い払い、交通事故に遭ったエゾシカのとめ刺し及び解体処分、ヒグマ出没時の緊急対応、箱わなによるヒグマの駆除等を実施しており、駆除の実績としましては今年度は8月末でエゾシカの駆除、処理が1頭、ヒグマの駆除、処理が1頭、昨年度はエゾシカの駆除、処理が5頭、ヒグマの駆除、処理が2頭となっております。

次に、LED鳥獣忌避装置につきましては、近年ヒグマの目撃情報が多発しており、人的被害の発生も懸念されることから、本年度忌避装置を4基購入し、これまでヒグマの目撃情報が多発しておりました市内4カ所に設置しております。本年度は、昨年、一昨年に比べヒグマの目撃情報が少ない状況もありますが、忌避装置設置後は設置付近でのヒグマの目撃情報やエゾシカ等の鳥獣被害もないことから、一定の効果が得られているものと考えております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から大きな2と3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2の高齢者の肺炎防止に効果が認められた肺炎球菌ワクチン接種の公費助成についてご答弁申し上げます。成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては、本年4月に予防接種法の一部を改正する法律が施行され、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染症、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症が定期的予防接種の対象疾病とされた

こと及び予防接種基本計画の策定を規定するなど予防接種の総合的な推進を図るため、見直しを行ったところであり、この予防接種法の改正において衆議院及び参議院の厚生労働委員会の附帯決議で成人用肺炎球菌ワクチンのほか、水痘、おたふく風邪、B型肝炎の4ワクチンを定期接種の対象とすることについて検討し、平成25年度末までに定期接種化の結論を得る、または得るように努めることとされております。現在本市におきましては、成人用肺炎球菌ワクチンは予防接種法に基づく定期の予防接種になっていないこともあり、任意接種として個人負担による接種が行われているところでもあります。しかし、道内でも高齢者が行う肺炎球菌ワクチンの予防接種に対し公費助成している市町村があることや定期接種化について国が検討を進めていることから、高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチンの予防接種の効果を勘案するとともに、国の動向も注視しながら公費助成の検討をしてみたいと考えております。

続きまして、大きな3の介護保険制度の改正の動向と市民への具体的影響についてご答弁申し上げます。初めに、社会保障制度改革についてご説明申し上げます。平成24年8月22日に社会保障制度改革推進法が施行され、この中で社会保障と税の一体改革を推進するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置し、改革に必要な事項を審議することとされております。なお、設置期限は1年以内とされたところであります。この社会保障制度改革国民会議では、医療、介護、年金改革及び少子化対策等の社会保障制度改革について約1年間の議論を経て、本年8月6日に最終報告書を安倍首相に提出いたしました。この最終報告書の提出を受け、政府は社会保障制度の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に提出することを8月21日に閣議決定したところでもあります。この閣議決定の内容から、概略的な内容やおおむねの実施時期が示されたところであり、介護保険制度改革の詳細についての法律案の提出は平成26年通常国会に提出することを目指すとしております。また、改革内容について一部新聞報道はされておりますが、利用者や市民への具体的影響と対応策について不確定要素が多いため、ご答弁できる段階ではないものと考えております。このことから、ご質問につきましては現段階でご答弁できる部分についてお答えをさせていただきたいと存じます。

初めに、要支援者を地域包括推進事業（仮称）に移すことについてであります。報告書では要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう受け皿を確保しながら、新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきであると記されております。

また、厚生労働省での具体的な検討内容について一部新聞報道されておりますので、その内容についてもご説明申し上げます。要支援1、2の市町村移管によりサービス内容及び自己負担額は市町村で決められるようになり、市町村負担割合は現行の12.5%のままとするとの内容であります。

次に、一定以上の所得のある利用者の利用料引き上げにつきましては、報告書では制度の持続可能性や公平性の視点から一定以上の所得のある利用者負担は引き上げるべきであると記されております。検討内容として、現在は一律1割となっている介護サービス利用の自己負担割合を夫婦で年収三百数十万円、単身世帯で年収250万円から300万円を基準に2割に引き上げる方向とのことであります。

次に、特別養護老人ホームの入所者につきましては、報告書では介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中重度者に重点化を図ると記されております。検討内容として特養に入所できる高齢者を要介護3以上の中重度者とし、要介護1、2の高齢者は新規入所を制限することとし、また自宅がない要介護1、2の高齢者向けには空き家などを活用して住まいを確保し、生活支援もあわせて行う仕組みづくりを進めるとしています。

次に、特別養護老人ホームの補足給付につきましては、報告書では施設入所の場合には世帯の課税状況などを勘案して利用者負担となる居住費や食費について補足給付により助成を受けることになっている。その結果、保有する居住用資産や預貯金が保全されることとなる可能性があり、世代内の公平の観点から補足給付に当たっては資産も勘案すべきである。また、低所得と認定する所得や世帯の捉え方について、遺族年金等の非課税年金や世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう見直すべきであると記されております。検討内容として、定期的収入はなくとも預貯金などの金融資産を単身で500万円以上、夫婦で1,500万円以上保有する高齢者、固定資産評価額で1,000万円以上の不動産保有者を支給対象から除く方向で調整に入ったとのことであります。

以上、(1)から(4)につきましては、年内に社会保障審議会介護保険部会で見直し案をまとめ、来年の通常国会に改正法案を提出し、平成27年度からの実施を目指すとしております。本市として、平成27年度に向けた介護保険制度改革につきましては、法律の改正に柔軟に対応するために的確な情報収集と対応策を早期に検討することとしておりますが、具体的な対応策につきましては今後の制度改正の内容を十分に把握した上での対応となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、有害鳥獣による農作物等の被害防止対策について詳しい説明をいただきましたけれども、お伺いしたいのはここ数年有害鳥獣の被害は全国、全道的には増加傾向にあるというふうに言われているのですけれども、先ほどのご答弁では砂川市の場合は電気牧柵とか何かも一生懸命やったので、被害は減少しているような方向なのですけれども、そのように理解していいのかなのかどうなのかお伺いしたいと思います。特にエゾシカによる被害が急増して深刻な社会問題になっておりますし、けさのテレビでも放映されましたようにライグマが今は都会にも出没して、すごく都市部で増加をして、被害が物すごくふえている

ということもNHKのテレビでも放映されておりました。エゾシカやアライグマの繁殖数にいわゆる捕獲数が追いつかないのではないかというふうに言われておりますが、砂川市の現状はどうか、その辺の分析があるのかどうかお伺いします。

それから、鳥獣被害対策の実施隊でありますけれども、ことしは市の職員の方が5名と猟友会の方が3名で実施隊をつくっているというふうに言われておりますけれども、農家の方々からは実施隊の皆さんの姿が見えなくて、従来と余り変わりはないのではないかというようなことも聞かれます。砂川の実施隊の場合は、今言いましたように市の農政課職員と猟友会のメンバーで構成されているようでありまして、農政課の職員の皆さんはそれぞれの職務もあって大変だろうし、猟友会の皆さんもさっきお話にありましたように高齢化になってなかなかできないというような状況もあるようなのですが、この市の職員や猟友会のメンバーに加えて、奈井江町などは農業者の代表も加えて、そして実施隊に入ってもらって一緒に力を合わせて先ほど答弁ありましたような業務を行っているようでありまして、その辺のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、被害状況でございますけれども、減少の状況であるのかというようなご質問でございました。それで、平成24年度の被害額、先ほどご答弁させていただきましたようにエゾシカ、アライグマで約330万の被害額と私どものほうで把握しております。また、平成23年度の被害が470万ということで把握させていただいております。したがって、23年度から24年度では若干被害が下がっていると。これにつきましては、先ほどご説明させていただきました電気牧柵事業などで電気牧柵等も設置させていただいておりますし、また捕獲のほうもそれぞれさせていただいております。そういう状況の中で被害は23、24比較しますと、若干でございますけれども、下がってきていると、そういうような状況となっております。

それと次に、繁殖数と捕獲数の関係でございます。この繁殖数、捕獲数につきまして市内の状況ということでございますが、これにつきましても捕獲数のほうは私どものほうでそれぞれ年度ごとに把握させていただいております。全体の状況を見る中では、一定程度繁殖数、捕獲数についてはそんなに差異のないような状況で推移しているのではないかと。ご指摘のとおりそれぞれ道内の有害鳥獣の状況がございます。そういう中で道のほうでもエゾシカの推定生息数というのをつかんでおまして、道内の鹿の推定生息数によりますと平成24年度の推定生息数は約59万頭ということで、これは前年比で5万頭の減少ということで道のほうで数字を出しております。特に私ども空知があります西部地区になりますけれども、ここにつきましてはエゾシカは前年比較で1万頭減の36万頭というような状況でつかんでおります。また、狩猟による捕獲数の関係ですけれども、狩猟による捕獲数が約6万9,000頭と。これにつきましては、前年より1,000頭増加しているというようなことで道のほうで把握しておりますので、そういう中では一定程度繁殖数、捕

獲数という部分について、捕獲数もそれぞれふえていっている部分がございますので、全体的に下がっているという部分もございますので、それほどふえてきているということではないのではないかと考えているところでございます。

次に、実施隊の関係でございます。私どもの砂川市の実施隊につきましては、先ほど答弁させていただきましてとおり、市の職員、猟友会の会員ということで実施隊を構成させていただいております。ご質問の中にもありましたように、奈井江におきましては農業者の方も実施隊に入っているという実績があり、聞きますと主にわなの設置等やっただいていてというようなお話も聞いております。私どももこの実施隊の構成について、例えば資格とか条件というのは特に持っておりません。そういう中で私どもも検討させていただき、年間を通じて被害があるのですけれども、やっぱり作付時期とか、あるいは収穫時期というのがどうしても被害が多いということもございまして、そういう中で特に実施隊の中に農業者ということでは砂川は入っていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように実施隊の構成の中に条件等も特別ございませんし、また実施隊の人数制限等も特にございませんので、したがってご質問いただきましたように農業者の方で実施隊にご協力いただけるという状況であれば、これらについて今後は検討させていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは次に、今被害は減っているというふうに言われたのですけれども、実際にはこの秋になってエゾシカの状況がすごく市内でも見られて、特に9月、10月は子育てのシーズンであって、母親が子供を連れてもうそこらじゅう走り回るというような状況にもなっております。全道的にも先ほど言いましたように頭数は減っているといえますけれども、被害額は64億を超えて毎年のようにふえているのです。深刻な社会問題にもなっているというふうに今言われておりますし、それからアライグマについてもなかなか頭がよくて箱わなに入らないと。きょうもNHKのニュースでも言っていましたけれども、箱の外から全部餌をうまくとってしまって中には入らないという具体的なカメラの映像も放映されておりましたけれども、だんだん利口になって人間との知恵比べなのですが、なかなか捕獲ができないという状況にあります。アライグマは繁殖数はすごいわけで、1回の繁殖でも数頭が生まれるということで、急激に増殖しているという状況もありますので、これから有害鳥獣対策は砂川市で被害は減っているといえども、今言いましたように電気牧柵を張っていないとか、全部張ってもどこからでも入ってくるというような状況にもありまして、農家の方々も非常に苦慮をしているような状況でありますので、今後一層被害防止対策について強化をしていただきたいなというふうに思っています。

そこで、猟友会のメンバーの皆さんも先ほど言われましたように高齢化になっていたり、あるいは狩猟免許の保持者の減少などでなかなかこれから有害鳥獣の捕獲も困難を来しているということでもあります。先ほど自治体にも農家の皆さんの代表ということで言いま

したけれども、農家自身がみずからもやっぱり自分たちで被害から守り抜くという立場から狩猟免許やくくりわなの免許あるいは花火等の免許を取得していくということが大事なことだと思っておりますし、砂川市もそれに対して補助をしておりますが、これについてはまず一層補助制度を拡大するお考えはないかどうかお伺いをいたします。

次に、有害鳥獣対策については国も環境省も力を入れており、来年度の国の予算の概算要求でも約5億円、5%ぐらいがふえる予定と見込まれておりますが、今後の国や北海道の動向と被害防止対策の強化する方針についてどのような情報を持っておられるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、免許取得者の助成の関係のお話でございます。市のほうでは、今砂川市狩猟免許取得補助金交付要綱というのを定めておまして、ここで有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得に要する経費の一部ということで、免許試験手数料分全額を助成させていただいております。さらに、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会、こちらのほうの事業といたしまして新たに免許取得時に講習を受講していただくこととなりますけれども、この受講にかかわる費用、これについても全額助成させていただいております。そういう中で現行これらの助成措置ということで、あと自己負担につきましては診断費用の関係、ここについて自己負担いただいているという状況でございますので、現行の助成制度の中で狩猟免許を取得されて有害鳥獣の捕獲にご協力いただけますようお願いをしていきたいと思っております。

なお、有害鳥獣の追い払いのため動物駆除用煙火消費保安手帳取得、これにつきましては有害鳥獣の捕獲が目的となっておりますので、そういう助成については今対象とはなっておりません。ただ、これらにつきましても農作物の被害防止という観点もございまして、煙火の効果あるいは使用頻度等の聞き取り調査、これらを行う中で、今後の課題として研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

それと最後に、国及び道の状況ということでご質問をいただきました。まず、環境省のほうでございますけれども、ここではハンターの高齢化による担い手不足、これが深刻化しているということから、鳥獣捕獲を専門的に扱う業者の育成ため、新たにこれ仮称になりますけれども、鳥獣捕獲事業者の認定制度を創設する検討を始めたという情報を聞いております。これは、猟友会や趣味的ハンターに頼っている現行の体制だけではやはり限界があると。そういう中で新たに鳥獣捕獲事業者の認定制度の創設という考えでございます。また、道のほうでございますけれども、道のほうも農業被害が深刻化している鹿の対策、これを強化するというので、これも仮称ではございますけれども、エゾシカ対策条例の策定を進めており、今後条例の素案が示される予定と聞いております。この条例では、捕獲の専門家の育成とあわせまして有害鳥獣駆除の担い手確保の捕獲体制の支援策、あるい

は鹿肉の有効活用の促進、狩猟の意義の市民への周知、さらには調査研究とか、これら対策事業の財源確保というところを盛り込むと言われております。したがって、これらの国及び道の対策等を踏まえた中、市として担う部分あるいは市として対応する部分があれば今後とも検討いたしまして対策の強化を図っていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それで、今部長からも駆逐用火火免許の取得補助の制度も検討するというお話もありましたので、さまざまな補助制度がありますけれども、ぜひこの補助制度の拡大に力を尽くしていただきたいというふうに思いますのと、また国や環境省あるいは北海道もエゾシカの条例もつくったりして対策を講じていくということでもありますので、砂川市といたしましても有害鳥獣の被害防止対策に一層力を入れていただきたいということを申し上げまして、第1項目の質問は終わります。

次に、高齢者肺炎防止に効果が認められた肺炎球菌ワクチンの接種の公費助成について再質問をいたします。部長からは公費助成を検討するという話がありましたけれども、肺炎による死亡順位は先ほども言いましたように全国的にも第3位であります。砂川市の場合も3位に上がってきました。これまで4位でしたけれども、3位に上がっております。特に高齢者における高い死亡率となっており、命にかかわる疾患となっています。それで、先ほども述べましたようにその多くの原因が肺炎球菌。この肺炎球菌のワクチン接種によって約80%が予防できるというデータも明らかになりまして、重症化や死亡を防ぎ、感染しても軽く済むなどの効果が期待されております。特に重症化しやすい基礎疾患をお持ちの慢性呼吸器患者ですとか、心不全、腎不全、肝硬変、糖尿病をお持ちのハイリスクの方たちの患者さんに対するワクチン接種の予防効果は非常に高いというふうに注目を集めておりますし、1回のワクチン接種で5年以上その効果が持続できているということで、厚生労働省の報告によると1人年間12万円もの医療費の削減に効果があるというふうに言われておまして、それで国もやっと動き出したというか、そういう法律化するようになったのですけれども、特に高齢者のインフルエンザワクチンとの併用によって相乗効果が期待できるわけでありまして、これは基本的には65歳以上の方が対象なのですけれども、砂川市としては国の動向を見てということなので、国が決めなければ助成はしないということなのか、国の方針はまだ決まっていますので、そういう検討は部長から答弁あったように本当にされているのですけれども、万が一国がそういう方向で助成制度をしなかった場合でも砂川市としては検討する考えはないのかどうか。65歳以上なのですけれども、財政的なことでは年齢を区切って75歳以上の人たちにするとか、あるいは施設入所などで感染するのは施設入所者の高齢者がその施設で一気に肺炎が感染してしまうということで、施設に入っている方々に対して早急に助成するとかという、そ

のようなお考えは、国の動向待ちなのか、独自のお考えはないのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国の動向につきましては先ほどご答弁申し上げたとおりでございますので、もし平成26年度からこれが定期接種になりますと、当然個人負担なしに接種をできるということになりますけれども、これは25年度中に国が方向性を出すということになってございますので、この動向はとにかく注視をしなければならないということでございます。

それから、本市における検討につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、施設入所者ですとか、それからリスクの高い方、それから年齢構成、こちらのほうを十分に勘案しなければならないというのが1点ございますが、もう一点はやはり財源措置と申しますか、今現在例えば75歳以上の後期高齢者の方についてはこのワクチンについての補助制度というのはございます。ただし、砂川規模の市町村でいきますと限度額が100万円ということになっておりますけれども、これはもう既にほかの検診でその部分をかなり使っているということがありますから、そこに入れ込んでもプラスアルファの助成というのは多く見込めないというのが1つございます。それから、国保制度におきましてはこのワクチンについての助成制度は今現在ございませんので、全くここも保険者としては単費で賄わなければいけないと。それに伴いまして一般会計で、例えば後期高齢者以外で国保に入っていない方も今のところは補助制度はございませんので、この辺を少し勘案しながら検討させていただいているという状況でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 現在全道で84の市町村と広域連合で補助制度を実施しておりますので、ぜひ砂川市の場合も今部長言いますようにご検討していただきたいというふうに思います。

次に、大きな3番目、介護保険制度改正の動向と市民への具体的影響について再質問をいたします。まず、要支援者を保険給付から外して市町村任せの地域包括支援事業（仮称）に移すということでもありますけれども、厚生労働省は9月4日、介護保険で要支援と認定された高齢者への保険給付を廃止する方針を明確に打ち出しました。同省は市町村の判断で、さっきご答弁ありましたように、多種多様な事業者による重層的なサービスの提供を目指すと弁解しておりますが、サービスの内容は市町村任せで、担い手に高齢者のボランティアを加えるなど何の保障もありません。ただ、はっきりしているのは介護費用の削減の狙いだけあります。サービスは切り下げられ、高齢者の生活が崩壊する事態になりかねません。そこで、全国的にはことしの3月時点で要支援、要介護の認定を受けた人は571万人おりますが、そのうち要支援者は154万人で4分の1を占めております。この人たちが保険給付から外れることとなりますけれども、砂川市の状況についてお伺い

をしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、砂川市の状況ということでございますので、今現在の8月末現在の要支援1、2の人数についてお話をさせていただきたいと思いますが、まず要支援1につきましては8月末現在222人、それから要支援2につきましては100人ということでございますので、2つ足しますと322人の方、この中で介護サービスを受けられている方につきましては要支援1で133人、要支援2で74人、つまり合計で207名の方が介護サービスを受けておりますので、認定を受けて介護サービスを受けている方は約64%という状況になってございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 砂川市では64%というふうに言われておりますが、全国的には要支援者150万人のうち約100万人が介護保険給付サービスを受けているということで、研修を受けた専門職による生活支援とか通所サービスを利用して訪問看護や訪問リハビリなどの医療系サービスも使っておりますけれども、砂川市では今言われましたように322人のうちこのサービスを受けている人は207人ということですね。ここは改めて伺いしようと思ったのですが、今ご答弁いただきましたので、わかりました。

それで、この人たちが保険から切り離されてサービスが受けられなくなるということになるわけなのですが、これはまた先ほど部長答弁ありましたように国の法律が具体的に決まっていないので、細かな答弁はできませんということですから、これ以上聞くわけにはいかないのですが、しかし砂川市の介護認定者は1,000人ちょっとです。千何人かいらっしゃると思いますが、そのうちの322人、約3分の1の方々が保険給付から外されるということになるわけで、非常に大きな影響を受けることになるのではないかなというふうに考えておりますので、これは今後国の動向をしっかりと見きわめながら対応策をとっていただきたいなというふうに思っております。

それから、一定以上の所得のある利用者の利用料を引き上げるという問題では、先ほどご答弁にもありましたように厚生労働省は年収約320万円以上の事例を示して、65歳以上の方は15%が該当するとしておりましたけれども、ところが社会保障審議会の介護保険部会では本人が住民税課税の人を対象にするとの意見もあって、この場合では該当者は37%になるというふうに言われて、必要な介護が受けられない人が続出しかねない状況になるのではないかなと思っておりますが、この辺についてはまだ具体的な情報はないのか、もしそういうことになった場合には砂川市の要支援あるいは要介護を受けている方々にどのような影響が出るのか、どう考えられるか、もしわかれば伺いたいと思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

土田政己議員の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、利用者負担の影響についてということでございますが、まず今現在、所得の単位がまだ確定していないという状況もございますし、それに伴って調査をかけてどれぐらいいるかということも現時点では非常に難しいということでございますので、砂川市においてどれぐらいの方が影響するのかというのは今の時点では捉えるのは難しいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、例えば利用料1割負担が2割になるということになりますと、これ制度の根幹の話になりますし、それから財源的にはこれを市町村がもし補填をすれば大変な費用がかかるということになりますので、ここににつきましてはもし根幹としての制度上そうなった場合には、これは所得水準がどれぐらいになるかという推移は見なければならぬかと思っておりますけれども、ここに対する市町村の負担というのは非常に難しいというふうに考えておりますけれども、ただ先ほど来ご答弁しているとおりに実際にどの程度決まってくるのかという推移は確認をしなければならないということでございますので、今お答えできる範疇でお答えをさせていただくということでご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今部長答弁ありましたように、具体的にはわかりませんが、これももしそうなれば市町村の負担は大変大きくなるということは明らかであります。

次の特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化して軽度者の利用料を引き上げて軽度者を特別養護老人ホームから締め出すという問題であります。全国的には特別養護老人ホームの入所者の11.8%、約5万5,000人が要介護1、2の軽度の介護者であると言われておりますが、まず砂川市の場合の現状についてお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、砂川市の現状ということでございますので、まず1つめは現在福寿園に入所されている方、この中で要介護度1、2がどれぐらいあるかということでございますと、全体では100名入っておりますけれども、このうち砂川市民が入っているのは89名ということになってございますので、89名のうち要介護度1が6名、要介護度2が18名ということで、現在は24名の方が福寿園のほうに入所をされているということでございます。

それから、本年8月末現在の待機者の状況でございますと、全体では64名なのですが、砂川市民は39名待機しているということになっておりまして、そのうち要介護度1が15名、要介護度2が10名の合計25名が現在待機をしているという現状でございます。

ます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 こういう人たちが結局、特別養護老人ホームにも入れなくなるというのが今度の改正内容であります。この軽度の方々が特別養護老人ホームに入所した理由は、ある調査では介護者不在とか介護困難、居住問題などが60%を占めておりますし、認知症による判断力の低下、喪失が21%と続いて、認定上は軽度でも介護、医療が必要としていることが明らかになっています。こういう点でもしこういう軽度の介護1、2の方々が特別養護老人ホームの入所から外されるということになれば大変な事態になるのではないのかなというふうに思っております。

また、特別養護老人ホームの居住費、食糧費を軽減する補足給付についても、これは2005年の介護保険法の改悪で自己負担とされたものであります。このような補足給付が受けられないようになると、特に砂川のようなユニット型個室の場合は非常に利用料が高くなって、10万円を超えるというようなことも起きるのでないかと。その上に介護保険サービスの1割負担や日常生活でかかりますと言われますから、非常に高くなるのではないかなというふうに言われておりますが、これも砂川福寿園の場合はどのぐらい引き上がるのかまだ具体的にはわからないということですよ、先ほど言ったのは。もしその辺がわかれば教えていただきたいのですが。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、補足給付ということでお話ございましたので、現在こちらのほうで捉えております数字的なものについて、ご答弁できるものについてご答弁をさせていただきたいと思いますが、まず砂川市民が福寿園に入っているのは先ほどお話ししたとおり89名でございますけれども、この補足給付を受けている方については82名おります。92.1%ということになります。それから、市内であれば老健施設みやかわ、こちらのほうについては砂川市民が44名入っておりますが、この補足給付を受けている方は40名ということで、90.9%の方がおります。この補足給付につきましては、第1段階から第3段階までということで示されておりますので、幾らになるということになるとすれば、今国の考えているのは資産がある方は削除すると。その資産に応じて削除すると言っておりますので、実際に受けられるか、受けられなくなるかということだと思いますので、金額がやはり第1段階の方は大きいですから、その方が受けられなくなるとこの幅は大きくなるということでございますので、これもちょっと国のほうの推移を見なければならぬということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それで、これまで政府は消費税増税分を社会保障に充てるというふうに言ってきましたが、今回示された介護保険の改悪はこうした言い分が全く偽りであることを改めて

示しております。さらに、要介護5までであるうち、要介護1、2の高齢者まで保険給付の枠組みから外せというような動きもありまして、今回の介護保険法の改悪が将来要介護者までに拡大する危険性を示しております。現在既に認知症の人の家族から約束違反だとの抗議の声も上がっておりますし、また事業者、担わされている全国の多くの市町村からもこんなことは無理だとの声が続出しております。このような消費税増税、介護保険制度の改悪について最後に市長はどのようなご見解を持っているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長にということでございます。細部については市民部長のほうでお答えをしております。社会保障と税の一体改革、民主党政権下でその話が出まして、全国市長会は消費税については反対をしているわけではございませんけれども、当時の話からいえば、いわゆるこれから団塊の世代も踏まえてどんどん対象になってくると。これを賄うためには、消費税を上げなければならないと。その当時の話では、最終的には最低15%まで消費税を上げないと賄い切れないだろうと。そのときの論議の中ではある程度、現行制度を賄うためには5%を10%、さらには将来的には15という話でございました。今新聞等で報道されている内容を見ますと、消費税を上げる、かつ社会保障費、年金、介護、医療、これについても抑制をしながら市町村または市民への負担をふやすという内容になってございまして、まさに以前は国と地方の話し合いの場の中で地方の社会保障費もその積算の中に入れてもらうということでしたので話し合いの場の中ですけれども、今は自民政権になってからは地方と国との話し合いの場もなかなか持ってくれないと。出てくる内容は、地方に負担を強いるというような状況になってございまして、先ほどの介護保険事業から要支援1、2の人たちを市町村の事業に移すと。ただ、現段階では補助率を変えないと。市町村も12.5%だということでございますけれども、これを分離したということは行く行くは市町村で賄いなさいよと。その負担は恐らく市町村に来るであろうというのは明白でございますし、また一方、地域包括推進事業、これは社会支援なり、また見守り、それから在宅医療と。いわゆる社会保障費を抑える手段として地方の中で、土田先生が言われるとおり、ボランティアを使いながら何とかそれをやれということでございますけれども、私が市長になってから高齢者を何とか地域で支えようと、いわゆる見守り、これだけでも結構各地域に負担をかけていると。また、ボランティアの人の力もかりなければならないと。その中で一気に生活支援なり在宅医療が出てくるのは、本当に対応できるのだろうか。特に砂川市、大きな病院を持ってございます。何とか赤字にしないように頑張っているわけでございますけれども、どうも北海道は広大な面積がある割には医科系の大学が3つしかない。九州に行けば県単位で大学を持っていると。また、国立も私立の大学もあって全部で9つの医科系の大学を持っていると。まさに北海道は、もともと構造的に非常に医者が少ないという状況の中で、在宅医療が本当にできるのだろうか。

砂川市立病院は在宅医療の担い手として道のほうからも期待されているけれども、本当にこういう状況の中で地域包括ケアという事業ができるのだろうかというのは、首長として甚だ疑問に感じざるを得ないというのが偽らざる気持ちでございます。いずれにしても、私も全国市長会の社会文教の理事をやってございまして、話し合う場がございます。その中でこれらの実態の地方の現状も全国市長会の中で話をしまして、それが国に届くような方策をやはりやっていかないと、どんどん大変なことになるのではないかというふうに感じておりますので、今度秋に開かれる理事会については出席して、地方の現状の代表、いわゆる過疎地の代表としてそういう旨も話していきたいというふうに思っております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 市長からご答弁いただきました。ぜひそういう場でやっぱり地域の実情訴えていただいて、このように本当に介護が必要な方々が締め出されるようなことのないように、そして地域みんなで今支え合って頑張っていこうというふうに取り組んでいる時期なので、そういう点では社会保障の改悪にきっぱりと反対して、福祉や医療を守っていただきますように切に要望して、質問を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、私から一般質問を2点させていただきます。

1つ目、市営野球場の改修について。市営野球場は、施設の老朽化に伴い、各所にほころびが出ています。今後の改修へ向けた取り組みについてお伺いいたします。

2つ目、コミュニティ・スクールへの取り組みについて。文部科学省にてコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度への導入が促進されていますが、砂川市の取り組みについてお伺いいたします。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 大きな1の市営野球場の改修についてご答弁申し上げます。

市営野球場につきましては、昭和56年に全面改築して以来、30年を超える施設であり、これまで大規模な改修等は行っておらず、その都度必要な修繕を行い、維持してきたところであり、本年度も夜間照明灯に取りつけてある殺虫機の撤去や暗渠管の修理、排水用ポンプの購入など必要な修繕等を行う計画になっているところであります。ご質問の今後の改修に向けた取り組みについてであります。教育委員会といたしましても市営野球場につきましては年間の利用者が平成24年度で1万6,000人を超える施設でありながら、スコアボードの腐食やボード内のカウント表示の不備、バックネット、フェンス及び防護柵の腐食、ダッグアウトの設備、観客席のベンチ、グラウンド内暗渠管や排水管の老朽化など全体的に劣化が進んでいるため、改修が必要と認識しております。このため本年度市建設部において公園施設長寿命化計画策定の業務委託を実施していることから、運

動公園と位置づけられている市営野球場につきましても現状の分析と長寿命化を図るために必要な対策について調査検討を依頼しているところであります。教育委員会といたしましては、この調査結果を待って今後の野球場の整備について具体的に検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2のコミュニティ・スクールへの取り組みについてご答弁申し上げます。コミュニティ・スクールにつきましては、学校運営の改善の取り組みを一步進めるため、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたものであります。この制度は、保護者や地域の方々などが学校運営に関する基本的な方針について承認し、教育委員会または校長に対し意見を述べることができ、教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べるができるなど、一定の権限と責任を持って学校の運営に参画することを通して、学校、家庭、地域社会が一体となってより開かれた学校づくりを推進するものであります。文部科学省では、教育振興基本計画においてコミュニティ・スクールを平成24年度からの5年間で公立小中学校の約1割に当たる3,000校に拡大することを目標として導入のあり方や充実、改善に関する調査研究を行っており、平成25年4月1日現在、全国で1,491校が指定されている状況にあります。また、北海道教育委員会は、北海道教育推進計画において平成24年度からの5年間で小中学校の約1割に当たる180校の指定を目標としているところであり、現在2市1町で5校が指定されているところであります。市内小中学校におきましては、現在コミュニティ・スクールは導入しておりませんが、学校評議員制度を活用して開かれた学校づくりを進めているところであります。

学校評議員制度につきましては、校長が学校運営に当たり学校の教育目標、計画や地域との連携の進め方などに関する保護者や地域の方々の意見を聞くことを通じ、その理解や協力を得ながら特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開するものであります。毎年それぞれ5名の学校評議員を委嘱し、各学校では年に2回から3回の学校評議員会を開催し、評議員の皆様よりさまざまなご意見をいただき、これを学校運営に反映させているところであります。今後におきましては、学校評議員制度の活用を通じ、保護者や地域の方々とは一体となった学校経営に努めるとともに、コミュニティ・スクールについて検討してみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それではまず、野球場のほうなのですけれども、今ほどのご答弁で長寿命化計画の中を見据えながら、順次やれるところからやっていくというような感じのかなというふうには受けとめたのです。現状の中でやれることを少しずつやりながらというようなことだったのかなというふうに聞かせていただきました。基本的に野球場、確かに30年以上たっているもので、あちこち今までの自然災害等も踏まえて本当に老朽化してきているなというのは感じるころなのですけれども、大きく3つの問題があるのかなと

いうふうな感じがするのです。まず1つは、水はけ等の、グラウンドとベンチ、ダッグアウトですね。それから本部席ですか、もうそちらのほうがとにかく雨が降ると水がついてしまうというような状況があると。そういったことで恐らくポンプの購入ということになったと思うのですが、根本的に直さなければいけないというのは多分配管的な工事が必要になってくるということだと思っております。もう一つは、グラウンドの状態です。普通野球場というのは、土があって、その上に砂があったり、緩衝材というのが敷いてあるような状態になると思うのですが、数年前の大きな台風が直撃したときにグラウンドの砂が全部剥がされてしまって、それを復旧せずにその後も継続的に使うことにより土の量も減ってきたということがあって、内外野の段差がかなりついてしまっていると。そしてさらに、水はけも落ちてしまったというような現状かなと。やっぱりこれに関しては恐らく土の入れかえ等のグラウンド全体の改修が必要になるということになるのかなというふうに思いました。そして、もう一つは、先ほども言うておられましたけれども、スコアボードの件です。スコアボードに関しては、恐らく全面的な改修、もしくは今スコアボードだけで既存のものをリフォームするというような手法もあるようなのですけれども、そういったものへの取り組みが必要になってくるのかなというふうに認識はしておるのですけれども、それら取り組みに関しては大きく分けてその3つになるのかなと。それを今ほどのご答弁でいくと、長寿命化計画の中でこういった形で大きな問題点をクリアしていく可能性があるのかなというふうな感じ方をするのですけれども、全面的な部分、大きく3つに分けてのところというのはなかなか長寿命化計画の中では難しいものなのか、それともやっぱりやるときに何年かに1回ずつでも少し大きなお金がかかるかもしれないですけれども、改善していく可能性があるのかどうなのか、そのあたり聞かせていただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 これらの施設の改築につきましては、今回お願いしております長寿命化計画の中でそれぞれの施設について修繕で済むのか、あるいは改築が必要なのか、判断をいただけることになってございます。これらの計画を受けまして、今後におきまして国の補助制度を活用した整備も視野に入れてございますので、それらの中で整備の時期等につきましても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほど国の補助メニューの中のものを見据えながら、並行してというお話だったと思うのですが、例えば具体的にどういった制度というのがあって、それはとれるかとれないかわからない分野だと思うのですけれども、何か今おっしゃられた国の具体的な補助制度というのをちょっと教えていただきたいなと。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 これにつきましては、公園設備の長寿命化に係る補助制度ということになってございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 僕何となくもう一つ考えて行ってほしいというのが、当然長寿命化計画の中で考えるということが1つ。それから、国のほうの補助メニューの中から該当するものがないのかあるのか、そのあたりを含めて1つ。また、民間の財団だとか基金団体だとか、そういったところからの助成や補助というのは考えられていないのか聞かせていただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 野球場の整備につきましては、もともと国の補助制度に該当するものがなかったことから、単費での整備をずっと考えてきたところであります。今回またまこの長寿命化計画というようなことで補助の該当になる可能性があるというようなことから、市建設部に依頼をしているところでありますし、また今ご指摘ありました民間における補助制度等については、なかなかちょっと今時点で精査されていないという部分はございますけれども、今後においてそういう面につきましても研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 過去の利用されていたという話も一部聞いているのですけれども、スポーツ振興くじ、t o t oの収益金の中から助成金というか、そういうものがあるのですけれども、それに関しては今のところはまだ精査していないというふうに、こちらスポーツ振興くじ助成金なのですけれども、これは20年以上経過した施設において修復に必要な費用の3分の2を助成していただけるという制度なのです。砂川市も過去に利用されているという話もちらっと聞いたのですけれども、その中に野球場の改修に関しても助成の対象となっているということで、内外野のフィールドの芝生の整備は除くのですが、屋外夜間照明、フェンス、ネット、ダッグアウト、バックスクリーン、ポール、スコアボード、大型表示装置等の工事というふうにされているのです。こちらなかなか何回も何回も同じまちが当たるというのは難しいということなのですけれども、こういったものがありますので、並行して取り組んでいただければいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 ご指摘いただきました件につきましても今後研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 これ参考的に言えば、福岡県の小郡市というのが最近で野球場で当たっているのですけれども、基本的には総工費1億5,000万円程度の中で助成金が9,000万円、市の単費が約6,000万円。これは、スコアボード改修に伴う設計業務委託だとかスコアボードの電光板の改修工事等ということで計上されておりましたので、使

えるものはほかにもあるのかもしれないのですけれども、そういったところもいろいろ並行して、何とか少しでも早くに改修していただければなというふうに思います。

野球場のもう一つの問題というのは、やっぱり維持管理費という形になってくると思うのです。やっぱりたくさんある公園の中の一つの野球場ということで、そこだけに整備を集中させることも当然できないだろうし、それから何か壊れていたりだとか不便が出てきたものに対してなかなか早急に対応する財源も難しいということだと思うのですが、その部分でこれは砂川市のいろんな施設にも言えることなのかもしれないのですけれども、一つの考え方としてネーミングライツを導入するというお考えがないのかどうか、そのあたり聞かせていただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 ご指摘いただきましたとおり、大都会、都市部では球場の命名権を販売するというようなことを実施していると聞いてございますけれども、うちの規模の球場についてそういうことは方法論としては可能かとは思いますが、実現性がどうなのかという観点から、今の時点ではちょっと検討した経過はございませんけれども、今後の研究課題としては押さえてまいりたいというふうに考えます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ネーミングライツというのは、名前は何かイメージとしては大都会の大きい球場のとか、そういったスタジアムだとか、そういうことに使うのかなというイメージがあるのですけれども、これ意外といろんな細かいところでも金額が安いのですけれども、そういうふうな形で少しでもまちの人たちと協働に管理していこうというような取り組みをされているまちもございますので、そのあたりも何百万、何千万で名前を売り出そうということではなくて、それこそ何十万でもいいのだけれども、お名前を貸していただいて管理のお手伝いをしていただくとか、これからどんどん、どんどんいろんな部分の維持管理のお金も大変になってきますので、そういったことも一緒に踏まえて考えていただければなというふうに、思っていたきたいなと思いますけれども、野球場の現状や今後の取り組みに関して何か教育長のほうからあればお願いしたいなと思うのですけれども。

○副議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 多比良議員からご質問ございまして、ことしの春、体育協会の総会の際に、懇親の場を深める場なのですが、軟式野球連盟の方からもやっぱりもう他市の状況から見るとかなり劣化が進んでいると。他市町ということでいけば滝川、深川、土別あたりの施設というのはかなり新しいものですから、うちらと比較すると設備等も十分な施設になっていると。そんなようなことから、十分検討させていただきますというお話もさせていただいています。また、今多比良議員からも一つのアイデアとしていろんなことを活用して施設整備の検討ということもありますので、いずれにいたしまして

も教育次長のほうからご答弁申し上げました長寿命化計画、この状況をもっとしっかりと検討してまいりたいと思っています。ただ、砂川市の場合、ご承知のとおり日の出運動公園の中にある軟式野球場、そして老朽化こそしておりますけれども、かなりの利用をいただいています北グラウンド、こういったことで専用球場3つございますので、ただその中でもやはり市営野球場はメインとなる球場ですから、ぜひとも施設の環境整備に十分努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。砂川市は、古くから野球のまちとして親しまれてきている部分もありますし、野球で盛り上がってきた経緯もありますし、その中で本当に歴史を重ねてきた球場ですけれども、ぜひまだまだ砂川には人口の割には少年野球チームが4つもあるという、そういう現状もありますし、そういうところで今後の未来のためにも環境整備のほうをお願いしたいなと思います。

次に、コミュニティ・スクールへの取り組みなのですが、先ほどの答弁では今後評議員会制度をまずは充実させて、その後コミュニティ・スクールというものが必要かどうかも含めて、恐らく検討するというようなご答弁だったのかなと思うのですが、現段階でコミュニティ・スクールを砂川に導入するかどうかということは、評議員制度が今現状いいのか、いいから入れないということなのか、それとも機能しているからこれで十分であろうということなのか、そのあたりのご見解を聞かせていただきたいのですが。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 現在学校評議員制度につきましては、先ほどもご答弁申し上げました各学校に5名の評議員の方を委嘱してございます。内訳といたしましては、やはりPTAの役員を経験された保護者の方、それから地域町内会の方などがほぼ委員構成としてなっております。毎年度2回から3回の各学校における評議員会でご意見をいただいているという状況でございます。これらにつきましては、いただいたご意見につきまして各学校ですぐ反映できるものはすぐ反映するということで各学校で学校活動に反映をさせていただきますけれども、コミュニティ・スクールということになりますとどうしても先ほども申し上げましたが、一定程度の権限が付与される。その反面、それに伴う責任も生じるというような状況から、今の学校評議員制度はご意見をいただいてそれを反映させていくということですが、コミュニティ・スクールに移行するに当たりましては各学校の地域の方、保護者の方などが学校運営の基本等についてより関心を持っていただいた上で、もっと活発なご議論がいただけるような状況になっていくことが必要であるというふうに考えてございます。そういう状況につきましては、各学校の学校長等の話も聞きながら、市教委として状況判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 現段階でコミュニティ・スクールの懸念される部分というのは、今お

っしゃられた責任と権限ができるということに関する部分で懸念されているということなのかなというふうに聞いたのですけれども、そういった解釈でよろしいのでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 やはりコミュニティ・スクールを担っていただく方々につきましては、そういう権限と責任が伴うということから、より自発的な活動としてそういう学校の運営方針ですとか、基本にかかわっていただけるような、そういう地域の盛り上がる的なもの、こういうものがまずあって、移行について検討していくというようなことになろうかと思っております。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 このコミュニティ・スクールというのは、なかなか周知が難しいのかなというふうな気がするのです。PTAの方も含め保護者の方、それから地域の皆様、それぞれにやっぱりコミュニティ・スクールという制度の周知というのがまず大前提になってきてしまうのかなという気はするのです。いろんな資料を僕も見させていただきましたけれども、実質否定的な資料というのは一個も出てこないような状況なのです。懸念されているのは、それを導入する前に導入するに当たっての難しさというか、やっぱりある程度権限と、それから責任ということが前面に出してしまうと及び腰になってしまうというか、もうそれだけで何かちょっと重たいような雰囲気が出てしまうというか、これ実際導入したところの意見からしてみれば全然そんな答えが返ってこないのです。だから、少なくともこれから導入に向かって検討するというに当たって、これはいいものなのだと思うので広報していくのと、それからこれは難しいのだと思って周知していくのでは大きく違ってきてしまうのかなと。いろんな誤解を生んでしまうのかなと思うのです。本当にたくさん民間のシンクタンク等もいろんな情報を出しているのですけれども、これのいわゆるコミュニティ・スクールに関しては、先ほど説明があったとおり雑駁に言う学校運営があって、そして教育委員会、そしてPTA、そして評議員というのがあるのですけれども、どちらかという評議員を一步進めたような仕組みということになるのかなというふうに思うのです。その中には、当然教育関係者や校長先生、そしてそれからPTAの皆様とか、そういった人たちが中で構成されて、今までだといろんな意見を教育委員会とか学校に申し入れするのですけれども、なかなか対応がどちらかという学校任せというか、そこまでの権限がないことによって学校のほうが迅速に動かなくてもいいのではないかという判断をすれば、それはそういうことになってしまうという現状があると思うのです。この制度というのは、やはりそこには校長先生も当然入ったりしながら、一緒になって学校をこれからどうしていこうか、地域とどういうふうにつなげていこうかということ積極的に話し合っ、それを迅速に学校に反映させる仕組みというふうに考えているのです。だから、責任とか権限とかということを前面に出してこの制度を説明していくとどうしても重たい印象を受けてしまうので、それよりも迅速に学校運営を市民の意見を反映しなが

ら、保護者の意見を反映しながら進めていくための制度というふうな解釈の仕方のほうがいいと私は思います。

この学校運営が改善が図られた例としては、本当に学校説明会など学校の先生からするとなかなか言いづらいとか伝えづらい部分があったりする保護者のマナーについてとか、そういったことを学校運営協議会のほうから学校説明という形をとればわかってもらいやすいとか、言いやすいとか、同じ子供を持つ親同士の説明ですから、そういった形がとれたりですとか、それからたくさんいろんな改善例あるわけなのですけれども、あとは砂川で地域住民や保護者に教育活動へ参画してもらうことのあれが図られるというか、砂川が今推し進めている市民との協働という意味では、介護や高齢者やいろんなところで、子供もそうですけれども、見守る仕組みづくりを進めているのですけれども、もっと学校に一步踏み込んだ状態で学校で保護者と、それから学校側、そして地域が一緒になって学校運営を通してまちづくりをしていく。自分たちのまちの将来を考えながら、学校経営、学校運営に積極的に参画する土壌をつくるということもこれからのまちづくりに非常に大事なのではないかなというふうに思うのです。この間千人おどりでも多くの若い、小さい子供たちを持つ我々の同世代の人たちにたくさんのボランティアの参加をいただいたわけなのですけれども、そういった方たちが実際砂川にはやっぱりいるのだなというふうに思うのです。何かこれからのまちに必要なことがあるのであればやるよという人たちなのだと思はれるのです。だから、やっぱりそういう人たちをどんどんそういう現場も通しながら、どうまちとかかわってもらえるか、そしてまちの今後の発展に少し力をかけてもらうような仕組みづくりをどうやってつくっていくか。その中の一つとしては、すごくそれぞれの学校に置けたりもしますし、人員も保護者というところからいけば人員としては十分確保できるのではないかなというのは私なりに感じていますし、そういった部分で今後まちづくりの一翼を担ってもらえる人材の発掘という意味でも、ぜひこういう場所を通して一般の方にどんどんまちの活動に参画してもらえよう、そういう取り組みをしてもらいたいなと思うのですけれども。

最後に、教育長になると思うのですが、このコミュニティ・スクール、検討していくには本当に教育委員会自体にも今後もっと理解を深めていく必要があるのかなというふうに感じるわけなのですけれども、説明会のフォーラムだとか、そういうものに参加して理解を深めていただいたり、これがコミュニティ・スクールの導入に関する実践研究という形でメニューもありまして、コミュニティ・スクール推進員という方を招聘してこの取り組みをどうやって進めていこうかというようなお手伝いをしていただける、そういう派遣してもらえ人もいるみたいなので、そういったものを活用しながら、全道でまだ5校ですか。多いか少ないかの話ではなくて、自分たちのまちのことを自分たちで真剣に考えていく上で必要かどうかの選定をしっかりとこの制度も理解した上で判断してもらいたいということから、そういうものの取り組みも含めて今後について何かあれば教えていただきたい

いなど。

○副議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 井上克也君 今多比良議員からコミュニティ・スクール制度の内容も含めていろいろお話ありました。ただ、次長も1回目でご答弁したとおり、国においても全国での5年間で約1割程度指定したいのだと。北海道においても1割程度指定したいのだという状況なのですが、この辺につきましては、国がなぜコミュニティ・スクールを推奨したのかと。やっぱり学校が閉鎖的であるぞと。あるいは、学校がなかなか地域に開かれていないぞというようなことから、この制度を何とか活用しようということで広めていると。そういう状況からいきますと、砂川市の現状は本当に学校運営が閉鎖的なのか、あるいは地域に開かれていないのかといえば、これはまさしく市民の皆様の深いご理解のもとに学校に対していろんな協力をしてもらっている。また、学校評議員制度ということで、この評議員につきましても3年任期でございませうけれども、3年間たったらまた新しい方がそれぞれの学校の運営に知恵を出していただいているというような状況もございませう。そういう中であって、問題はいかにして制度を活用して子供たちが健やかに成長できるような、そういう環境を学校だけでなく地域、保護者が一体となって整備していけるのかと。そういう面では、現状砂川市にやはり保護者の会、PTAですね、そういった方がそれぞれお子さんを学校に預けて教育をさせているという現状を十分お互いに確認しながら、どういふふうにして学校があるべきなのだろうかというふうな形でみんなで知恵を絞って、先生と一緒に考えてくれる。そしてまた、学校評議員ということでは地域の方々も含めて地域と一体となって、一体どんな学校の教育活動ができるのかということでそれぞれ取り組んでいただいている。また、ご承知のとおり砂川においては家庭教育サポート企業といった形で多くの事業者の方が学校教育に協力してもらっている。こういう環境もございませうので、やはり教育を進める上では信頼関係が一番だと思うので、まず今の放課後子ども教室も含めてそういったいろんな事業の中で培ってきた信頼関係、それをもとにして当然やっていくわけですがけれども、それでもなおかつ、やっぱりこういう面で不十分さが考えられるぞといった状況のときには、今お話にありました学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの導入ということも視野に入れて検討してまいりたいというふうにご存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 すごく砂川市は開かれていると私も思います。かかわることも多いですし、子供たちも生き生きと勉強しているな、学校楽しんでいるなというふうに思います。あとは、その中でどうしたって客観的に比較されてしまうのはやっぱり学力というところは大きな課題なのかなというふうには感じざるを得ないです。勉強ができる、できないというのがそれは一番問題があるということではないというふうに私は思っているのですが、人間性を育んだりとかということは当然大事だけれども、このまちの将来を考え

た上で、やはり学力も含めた優秀な人材というものを砂川市でどう育成していかなければいけないのかということが非常に大事な事なのかなというふうに思うわけなのです。このコミュニティ・スクールの一番の権限というのは、学校の先生を、要するに運営協議会の中で、例えば近隣市町村の中で優秀な先生がいるといううわさを聞いたときにうちの学校にあの先生来てほしいという意見を言えるという。それが影響力が大きいという、そういうメリットがあると私は思うのです。学校の先生がいい、悪いによって変わる、変わらないということではないとは思いますが、ただそういう意見を言う資格がある。それを聞き入れてもらえる土壌があるというのは、使い方次第だとは思いますが、一つの有効な手段なのではないかなというふうに思いますので、これをつくることにより全国各地で親御さんが自分たちで子供たちのために自衛団をつくって夜のパトロールをし始めたとか、本当に多岐にわたりいろんなメリットがありますので、そのあたりもぜひ皆さんで、私も含め今後も勉強していきながら、砂川市としてどう取り組んだらいいものなのか、今の状態の中で足りないことはないのかどうなのかも含めて検討していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしますということで、私の一般質問を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 増山裕司議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問を許します。

○増山裕司議員 (登壇) 私は、大きく1点について一般質問をさせていただきます。

1、防災対策について。9月1日は防災の日です。1923年、大正12年9月1日に発生した関東大震災にちなんだもので、この日を中心に防災訓練や防災の啓発活動などが行われています。砂川市においても洪水ハザードマップの配布、広報車による啓発活動を行うとともに、9月29日には地域防災訓練が計画されています。防災活動を理解し、安心、安全なまちづくりを目指すことは極めて重要と考えるので、次の点について伺います。

(1)、砂川市地域防災計画及び砂川市水防計画について、現在見直し作業が進められていますが、見直しのポイントと完成時期及び市民への周知方法について。

(2)、避難情報の伝達方法について、テレビ、ラジオ、広報車、町内会の連絡網、砂川市ホームページ、緊急速報メールとありますが、防災行政無線の導入について。

(3)、砂川市地域防災計画では、震度6弱以上の地震が発生した場合には「災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して防災事務に従事する、第3非常配備」とありますが、災害対策本部の機能維持について。

(4)、避難所の耐震基準及び基準を満たす時期について。

- (5)、備蓄品の種類及び備蓄量について。
- (6)、総合体育館耐震工事中の代替避難所について。
- (7)、市内小中学校における防災訓練、防災教育の実施状況について。

以上、初回目の質問とします。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 大きな1、防災対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)、砂川市地域防災計画及び砂川市水防計画の見直しのポイント、完成時期、周知方法についてであります。砂川市地域防災計画は昭和37年に策定され、その後国が策定する防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正等を踏まえ、地域の実情を考慮しながら計画の見直しを行い、現行計画は砂川市水防計画を含め平成23年5月に改正したものであります。国では東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実強化するため、平成23年12月に災害対策基本法の一部を改正し、防災基本計画の修正を実施いたしました。これを踏まえ、北海道においては昨年6月に北海道地域防災計画の修正を実施しております。これらの状況を踏まえ、現在見直し作業を進めておりますが、見直しのポイントといたしましては国、道の計画との整合性を図りつつ、本市において想定される地震、風水害、雪害などについて地域の実情に合った見直しを図ってまいりたいと考えているところであります。

完成時期につきましては、年度末までの早い時期としておりますが、現在素案と資料を作成中であり、これができ次第、砂川市防災会議において砂川市地域防災計画の修正について協議をしていただき、策定することとしております。

なお、平成23年8月30日より地域防災計画の作成、修正に係る北海道への協議が廃止され、事後報告することとなったことから、策定後は速やかに北海道へ報告し、運用してまいりたいと考えているところであります。

また、市民への周知方法につきましては、広報すながわやホームページ、出前講座などにより周知してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、(2)、避難情報の伝達方法について、テレビ、ラジオ、広報車、町内会の連絡網、砂川市ホームページ、携帯電話の緊急速報メールとあるが防災行政無線の導入についてであります。避難情報には避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種類があります。いずれの場合も市からテレビ、ラジオの放送事業者へ速報などの放送を依頼するほか、広報車による地域での呼びかけ、町内会の連絡網、ホームページ、携帯電話の緊急速報メールにより伝達することとしており、場合によりましては商工会議所の街頭放送を利用させていただくなどにより速やかに避難準備や避難ができるよう情報を伝達することとしております。防災行政無線の導入につきましては、各戸用の受信機、対策本部の発信機などの機材に係る費用が数億円単位の金額となるとされていることから、現状では難しい状況にありますが、他の効果的な伝達方法なども含め、他市の状況も参考にしながら研究

してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、（３）、震度６弱以上の地震が発生した場合の災害対策本部の機能維持についてであります。砂川市地域防災計画では「災害対策本部は、砂川市役所内に置く。ただし地震災害等により庁舎が使用できない場合は、消防庁舎等公共施設に設置移転する」としておりますので、現状といたしましては大きな地震が発生し、市役所庁舎の使用ができない場合には消防庁舎に本部を設置し、参集することができる範囲の職員によりしっかりと機能を維持していくこととしているところであります。

続きまして、（４）、避難所の耐震基準及び基準を満たす時期についてであります。市内の避難所は空知太小学校、石山中学校、北光小学校、中央小学校、海洋センター、地域交流センターゆう、砂川中学校、総合体育館、砂川小学校、豊沼小学校という１１カ所としておりますが、このうち耐震基準を満たしていない施設につきましては平成１９年度に策定した砂川市耐震改修促進計画に基づき、児童生徒の通う空知太小学校、石山中学校、砂川小学校の耐震改修工事を優先的に実施したことから、総合体育館と公民館の２カ所となっておりますが、総合体育館につきましては耐震改修工事の発注も終え、平成２６年９月には耐震化が図られるものでありますので、唯一公民館が耐震基準を満たしていないものとなりますが、耐震改修につきましては耐震改修促進計画の計画期間である平成２７年度までの実施に向けた協議を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、（５）、備蓄品の種類及び備蓄量についてであります。昨年度より福祉避難所の機能の確保を含めて備蓄品を整備しており、アルファ米１、２００食、パン１、２００食、保存水１、２００本、毛布１、６００枚、アルミマット１、６００枚、石油ストーブ２４台、紙おむつ、大人用１８０枚、子供用８４０枚、生理用品５、６００枚を購入しており、来年度も毛布４００枚、アルミマット４００枚の購入を予定しておりますが、今後とも必要と思われる備蓄品の種類及び備蓄量につきましては継続的な検討が必要であると考えているところでもあります。

続きまして、（６）、総合体育館耐震工事中の代替避難所についてであります。総合体育館耐震改修等工事の工期は平成２６年８月２９日までとなっておりますが、この間の避難所として使用できない期間の代替避難所といたしましては、砂川中学校、砂川小学校を予定しておりますが、発生した災害の状況などによっては北海道に依頼し、砂川高校を避難所として開設することなども想定しているところであります。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 私から大きな１の防災対策についての（７）、市内小中学校における防災訓練、防災教育の実施状況についてご答弁申し上げます。

まず、防災訓練の実施状況についてであります。各小中学校において火災や地震を個々に想定した訓練や地震から火災が発生したという多重災害を想定したものなど年に数回

実施しているところであります。学校によって実施方法に多少の差異はございますが、児童生徒や担当教員以外には事前に予告をしない状況下で訓練を行う場合もあります。また、訓練に際しましては、消防署に協力をいただき、訓練終了後に児童生徒へ直接指導をしていただきながら、適切な避難の方法はもとより、子供たち一人一人の防災に対する意識を高めるための指導を行っているところでもあります。これら訓練につきましては、各学校ごとの学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき実施されているところでありますが、今後の課題といたしましては現在どの学校においても訓練時において放送機器を使用した訓練が行われており、災害時において停電等により放送機器が使用できない状況下における訓練も必要と考えておりますので、今後校長会等と連携を図りながら、さまざまな場面を想定した訓練を実施するなど、内容をより一層充実させるよう各学校へ指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、各学校における防災教育の実施状況についてであります。各学校において訓練のための訓練に終始することのないよう事前及び事後の指導の充実を図るとともに、社会科や理科、総合的な学習の時間等、教育課程の中に防災教育を関連づけ、我が国の自然災害の発生のメカニズムや災害に付随して起こる事故等について指導を行っているところであります。特に小学校においては、年度当初に通学指導や集団下校訓練等を実施し、突然の雷雨や暴風雪等を想定した訓練を行いながら、防災教育を実施しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、砂川市地域防災計画についてなのですが、今再検討している内容については理解したのですが、この中に書いてあることについて幾つかご質問をさせていただきますけれども、ここに砂川市の災害の実情だとか、そういったことは書いてあるのですが、砂川市は水害に対する被害の対策に明け暮れてきたというのが災害状況等から見てもわかるのですが、ただ水害との闘いも遊水地ができた平成7年ですか、を境にそれまで大きな災害が昭和56年だったと思うのですが、大水害が起きた後、石狩川があふれ返るような大きな水害は少なくなってきたと。そういう意味では、河川の切りかえなり遊水地の建設というのは大先輩方は大変偉大な仕事を残してくれたのだなというふうに思っております。ただ、1つ気にかかるのは、地震に対しての砂川市の防災計画の発生状況を見ても余り明記されていないと。ただ、近隣のところでこれは平成7年5月に空知支庁地方にマグニチュード5.7、北竜で震度5の地震が起きたという記載はされておりますけれども、地震に対する被害というものは砂川市では直接は今のところほとんど大きな災害には至っていないのかなというふうに私は受けとめているわけですが、そこで1点触れたいのですが、地震についてなのですが、この地域防災計画の地震発生時の措置についても明記されているのですが、砂川の近隣には2つの断

層帯があると。1つは増毛山地東縁断層帯というのですか、それが1つと、2つ目に沼田―砂川付近の断層帯、この2つの断層帯があるというふうに理解しているわけなのですが、ホームページ、これは文科省の地震調査研究推進本部のホームページがあるのですが、それを私は見たことがあるのですけれども、それは平成15年7月のホームページの作成になっているのですけれども、最近のデータについて何か市として把握している情報を持っているのかどうか、その辺についてまず伺いたいのですが。

次に、防災行政無線について質問します。先ほどご説明いただいたのですけれども、防災行政無線にもいろんなタイプがありまして、車に積んで移動する移動無線局、防災無線用の移動局ですとか、先ほど部長がおっしゃったような屋外スピーカーを設置するような防災無線ですとか、それから1軒1軒の自宅に設置する戸別の受信機をつけるような防災無線のタイプですとか、いろんなタイプがあるようなのです。先ほど、今後研究していくけれども数億円かかるので、財政の優先順位も踏まえながら検討していきたいというふうなお答えだったのかなというふうに私は受けとめたのですけれども、この後もまた議論させていただきたいのですけれども、幅広い防災無線と例えば拠点と拠点を連絡する防災線とか、いろいろあるようなのです。これぜひ研究していただきたいなど。私は、全市に1軒ずつ防災無線だとか、そういったものを設置するのは確かに予算も膨大にかかるので、これはなかなか難しいのかなと。であるとすれば、拠点になるところあるいは避難所になるところ、こういったところにはあってしかるべきではないのかなと。停電のときですとか、そういった場合に電話も使えないというようなことになると連絡の手段というのは限られてくるのかなというふうに思いますので、そここのところを含めて検討していただきたいと思うのです。その辺についての見解をもう一度伺いたいと思います。

それから、3番目の地震の場合は、これももう一度伺いたいののですけれども、消防署に設置するというふうに聞こえたのですけれども、そここのところをまず確認したいのが1つと、それからハザードマップなんかを見ますと堤防が決壊した場合、あるいは災害対策本部である市役所が浸水するおそれがある場合は地域交流センターゆうに設置するというようなことが小さく明記されているのですけれども、この辺の消防署とゆうとの使い分けとか、その辺についていま一度聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、4番目の避難所の耐震基準についてですけれども、先ほどの部長のご説明、それから6月の一般質問の中で市長がお答えになった耐震化について、小中学校の次は総合体育館、総合体育館の次は公民館だと。避難所ではありませんけれども、市庁舎は最後で考えているというようなことをおっしゃったと思うわけなのですけれども、今公民館については部長、平成27年度までにつくり上げたいという説明でなかったのかなというふうに思うのですけれども、なぜ平成27年度だったのか、私よくわからないものですから、もう少しご説明いただければというふうに思います。

次に、備蓄品の話なののですけれども、備蓄品の種類とか備蓄量についてはそれぞれ詳し

くご説明していただいて、来年度以降のも考えているということでご説明があったのですが、けれども、今後継続的に備蓄品はそろえていくというふうに理解しているのですが、何かの数値の目標を掲げて備蓄品の準備をしているのかどうか、そうであれば何かその根拠について少しお聞かせいただければと思っております。と同時に、備蓄品の中に食べ物だとか生理品だとかいろいろあったと思うのですが、先般の3. 1 1の東日本大震災の後、その後ことしも異常気象でいろんな災害が起きているわけなのですが、その中で備蓄品の中で必要だと言われているのは、今市役所が準備している備蓄品のほかに発電機もぜひ備えておいたほうがいい、何となれば停電時の対応で非常に皆さん困った状況が起きているということで、避難所だとか、そういったところにもぜひ発電機を備蓄すべきだというような識者の発表ですとか、あるいは実際に災害に遭われた方々の声として上がっているわけなのですが、発電機についての備蓄についてどのようにお考えになっているかお聞かせいただければと思います。

総合体育館の耐震工事中の代替避難所についてですが、先ほどご説明したことは承りました。それで、1つ伺いたいのは、関係する町内会あるいは関係先にどのように連絡するのか、いつごろ連絡するのか、その辺についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

最後に、市内小中学校における防災訓練、防災教育ですけれども、率直に感じたのは年に数回おやりになっているということと、場合によっては事前に予告しないで行う場合もありますということで、非常に現場では熱心におやりになっているのだなというふうに感じました。また、停電時の訓練も今後行うよう検討していきたいというようなこともあったかと思えます。そこで、学校で災害に遭われた場合には今のご説明で子供たちの訓練なり教育が行われているということは理解したのですが、登下校中にもし地震なり竜巻なり自然災害が発生した場合にどのようなマニュアルになっているのか、あるいは対応になっているのか、そのところについてご説明をいただきたいと思えます。

以上です。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 何点かございました。順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず初めに、地震に対する情報ということであります。砂川市は、余り地震による被害は今まで受けておりませんが、平成23年3月に北海道防災会議のほうで示しました想定地震見直しに係る検討報告書というものにおきましては、沼田一砂川付近の断層帯について沼田町から滝川市、砂川市にかけて分布が推定されているものとなっております。しかし、その後に存在するとすれば東側流域の逆断層でマグニチュード7. 5程度の地震を起こすと考えられているというふうになっております。ほかの断層等につきましても、発生率等も示されている部分がありますけれども、この断層につきましてもは最新

活動期は不明であるということで、想定が発生確率も示されていないところであります。しかしながら、防災計画の中では想定される最大震度につきましては7ということになっているところであります。このような状況から、実際のほかの断層等を見ますと断層の状況等について詳しく触れられているところもございますけれども、沼田一砂川付近の断層につきましては記載としては先ほどお話しいたしましたとおり、存在するとすればというような表現もあるところでございます。

続きまして、2点目の防災行政無線についてであります。防災行政無線につきましては、東日本大震災後、各地域で整備も進められておりますし、またこれまでの防災行政無線というのは基本的にはアナログ回線であったものがアナログが使いなくなったということで、デジタル回線にしなければならないということで、全国的に整備が進められている状況もありまして、それらの状況を見ますといろいろな手法があるのですけれども、1回目でご答弁させていただいたとおり億単位の費用がかかっているというのが現状でありまして、それにつきましては一般的にありますのは庁舎に発信機を持ちまして、電柱等に屋外の拡声機をつけるという例が多くありまして、それに加えまして、なかなか屋外の拡声機では聞こえないという部分があるということで各世帯に戸別の受信機というものを配布しているケースと販売しているケースといろいろなケースがあるのですけれども、そのようなケースがあるようであります。なかなか現状といたしましては、砂川市の財政が厳しい状況もまたあろうかと思っておりますし、ですけれども一面といたしましては例えばJアラートということでいろいろな危機が迫ったときにそれらを国民に知らせるというような流れの中で、市には情報が届くようになっていきますので、それを市民の方に伝達するという方法も一方で必要であろうかなと思っておりますので、それらも踏まえながらどのような体制がいいのか、あとは本当にこのような防災行政無線という形でなければ市民の方に情報を伝達できないのか、今情報通信のいろんなものの機器がありますので、その中でできるものがないのかも含めながら検討していきたいというような考え方でございます。議員のほうからありました、例えば避難所に設置するという部分につきましては、そういう個別の対応についてはある程度対応も可能かと思っておりますので、その点も含めながらいろんな観点の中でこれらについては検討を進めていかなければならない点であろうかなと考えているところであります。

続きまして、消防庁舎の部分、地震が起きた場合の災害対策本部の関係になろうかと思っております。基本的には、地震発生時につきましては消防庁舎が地震に対する耐震等は持っておりますので、消防庁舎の中でいろんな形の中で災害対策本部を構築していきたいというふうに考えておりますけれども、ハザードマップにも記載しているとおり浸水、水害に遭った場合には消防庁舎も浸水地域にありますので、それらについては災害対策本部の設置というのは難しいと考えまして、そのような場合につきましては、近くにありまして地域交流センターは浸水地域には入っておりませんので、そちらのほうで災害対策本部を設置し

ていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、耐震基準を満たしていない建築物について、公民館が先ほどの答弁で平成27年度までにとということでご答弁させていただきましたけれども、こちらにつきましては平成19年度、平成20年3月に耐震改修促進計画というものも計画をしております、こちらの計画期間が27年度までということになっております。今のところ27年度までについては国の補助制度もあるというふうに伺っているところでございますので、できるだけ27年度までの中で公民館の耐震化も進めていきたいなというふうにも考えておりますけれども、56年建設の公民館ですので、耐震化のほかにも各施設の傷みの激しいところもあるようであります。それらも含めながら教育委員会とも協議をさせていただきながら、耐震化について検討しているという状況でありますので、こちらについてもご理解賜りたいと思います。

続きまして、備蓄品の関係になりますけれども、備蓄品の数値の根拠ということになりますけれども、こちらにつきましては先ほどお話しいたしました砂川市耐震改修促進計画に基づき、震災が発生したことにより家屋が全壊したり、焼失したりして避難生活が必要になるという方を想定しております、このような方が約1,200名想定されるのではないかという、そのような基準を持ちまして、これについて備蓄品を購入しているという状況になっております。これらが全てこれで満たされるというものでもないと思ひますし、あと福祉避難所につきましてもこれらについての配置もしていきたいと思ひますので、基本的には2,000人分程度は今後も購入していきたいなというふうにも考えているところでございます。

続きまして、備蓄品の中で発電機というお話がございました。先ほど備蓄品ということの中でご答弁させていただきましたけれども、これとは別に備品という形の中で発電機というものも想定をしております、もう既に発電機、小型ですけれども、4台ほど購入しております。しかしながら、この発電機も恐らく時間的なものの限り等もあらうと思ひますので、これらについても例えば避難所を設営したときにそのような小型のもので足りるのかという部分もあらうかと思ひます。大型の工事用の発電機のようなものも実際は必要ではないのかなと、そのようにも考えておりますので、こちらにつきましても備蓄品同様のようなものが本当に必要なかを含めまして、さらなる検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

あと、6点目の総合体育館の改修工事中の避難所の関係になりますけれども、総合体育館の工事につきましては基本的には10月から開始をされるというふうに私ども聞いておりますので、関係する町内会につきましては町内会の中の回覧等によりまして今後周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 私から学校の登下校中に発生する災害への対応ということにつ

いてご答弁を申し上げます。

これらにつきましては、通学指導の中で実施しているところでありますが、通学途中における災害等の対応を指導してございます。災害の種類にもよりますが、通学途中で地震などが発生した場合、これは身の安全をまず第一に図るということにありますので、倒壊の危険のある建築物から離れた上で、まずは身の安全を確保し、その後地震のおさまりを待って下校、帰宅するというようなこととございます。さらに、竜巻ですとか風雪害、また雷雨等の気象状況の変化につきましては、まず突然ということもあるのですけれども、ある程度の予想は各学校において気象情報等で把握してございますので、その中で集団下校等の必要性について教育委員会とも連携を図りながら、安全に帰宅していただくような指導を徹底しているところであります。

○副議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。

それぞれ丁寧にご説明いただいたのですけれども、1点目の地域防災計画に関するところでもう一点だけご質問したいのですけれども、これ第6期総合計画の中にもうたわれていることなのですけれども、地域防災訓練の数字を持って、目標値を持ってやっているということで、お伺いしたいのは自主防災組織の育成が地域防災計画の中に盛り込まれているわけなのですけれども、一方総合計画の中では自主防災組織は平成21年度では5団体があって、中間目標は10団体ということで、これは平成27年度でしたけれども、現在自主防災組織は何団体あるのかなということと同時に、育成ということで明記されているわけなのですけれども、今後地域防災組織をどのようにしていこうとしているのか、これあくまでも自主防災組織ですから、行政がどこまで指導できるのかなというのがあるのですけれども、どのようにして育成していこうとしているのか、その辺についてお伺いしたいと。

次に、防災行政無線については先ほどの部長の説明でおおむね理解したのですけれども、これまでの防災行政無線を設置している自治体は、かつて津波なり水害なり大災害をこうむった地域というのが比較的防災行政無線の設置が進んでいると。ただ、過去に災害が少なかった地域では整備がおくれており、これ各市町村の課題ですというようなことが新聞等でも報道されているわけなのですけれども、先ほど砂川市ではこれから研究していくのだけれども、商工会議所の街頭放送も利用しながら、あらゆる方向で検討していきたいということで、研究していきたいということだったので、先ほど戸別の問題とはいいながら、拠点になる避難所なり、そういったところの設置についても検討していきますという答弁であったというふうに理解しているので、ぜひ全戸が難しいのであればそういう拠点同士の連携についての防災行政無線の導入について検討していただきたいというふうに思います。

避難所の耐震基準についてはおおむね理解しました。ただ、建物についての耐震という

ことであろうと思うのですけれども、もう一つ心配されるのは、避難所の照明設備ですとか備品ですとか、そういうものの落下や転倒というものも心配されるわけなのですけれども、こういったものについてはどのようなお考えをお持ちなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

次に、備蓄品については理解しました。発電機についても今小型で4台あるけれども、今後これでいいのかどうかも含めて検討していきたいということでしたので、ぜひ検討を進めていただきたいなというふうに思います。備蓄品なのですが、現時点で備蓄倉庫は何方所で、どこにあるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、1点目の自主防災組織の関係になります。自主防災組織につきましても、24年9月に1カ所ふえまして、現状といたしましては6カ所という状況になっております。災害の発生時には、基本的には自助があって、共助があって、公助があるというふうにも言われているかと思えます。これらの自主防災組織は育成が大変重要だと思っておりますので、こちらを主に行っております消防とも協議をしながら、協力をしながら、いろいろ町内会等も当たらせていただきながら、ぜひともこちらについては目標値も設定しておりますので、目標値があるからというものではないでしょうけれども、基本的にはこのような組織を市内に拡充させていきたいなというふうに考えているところでございます。

2点目にありました防災行政無線の関係になります。災害が発生した地域においては整備が進んでいて、そうではない地域についてはなかなか進まないという現状もあるようでありますけれども、昨今の例えば雨の降り方等も見ていると、今まで想定していたものではない降り方をして、今まで安心できたものが急にそのような状況でもないということにもなるのかなと思えます。そのようなことを考えますと、やはりこのようなものの設備は必ず必要だと思っております。一昨年になりますか、大雨の予報が出たときには広報車を用いて該当する町内会等も広報活動をさせていただいたのですけれども、車からの広報も例えば雨の降ったときであれば雨の音がありますので、なかなか家の中まで伝わりにくいというところもあろうかと思えます。それらも含めながら、本当に住民の安全を確保するためにはどのような情報伝達機能を持たせるのがいいのかというのも含めまして、先ほど議員のほうからもありましたとおり拠点を結ぶ無線というのもあるかと思えます。いろんな各部分で多方面の中で検討させていただきながら、導入に向けて今後も検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、避難所等で例えばよく言われています天井が落下するですとか、照明器具の落下というのが東日本大震災の際にもあったかと思えます。それらについては、市内の避難所として使われています公共施設等において落下が心配されます天井板と言われるものにつ

いては使われているところはないかなとは思っておりますけれども、照明設備については例えば体育館等も照明設備が必ずありますので、それらについての危険性はまだあろうかと思えます。総合体育館につきましては今後改修するという事で、基本的には震度7まで対応できる耐震性を持つ照明の設備にするということも聞いております。あと、学校等につきましては文部科学省の指示もあろうかと思えます。それらについては、点検をするという予定になっておりますので、それらの点検状況を踏まえながら、必要であればそれらの補修等もしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

最後になります。備蓄倉庫についてでありますけれども、現状といたしましては備蓄倉庫として使われているのは市役所の分庁舎とふれあいセンターの2階、あと旧豊沼中学校の教員住宅等に今あいたスペースを活用しながら備蓄を行っておりますけれども、例えば豊沼中学校教員住宅につきましては水害があったときの浸水エリアにも入っているという部分もございまして、それらも踏まえながら、これらの備蓄をする場所等も含めながら、備蓄品だけではなく、場所も含めながら備蓄のあり方については今後まだ検討していかなければならない状況にあると思っておりますので、この点につきましてもご理解をいただきたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今の備蓄品のところなのですけれども、部長ご説明の中でもおっしゃったように、ハザードマップの中でも水没地域にある備蓄倉庫ということになりますので、これが本当にいいのかどうかということも今後検討していくということなので、これ豊沼の中学校の元教員住宅ですか、ここもそうなのですが、市役所にしてもふれあいセンターにしても水害の状況によっては水没してしまうかもしれないという状況なので、このあり方も含めて備蓄倉庫についてはぜひ検討を進めていただきたいなというふうに思っております。

いろいろ質問してまいりましたけれども、先ほど来、部長もおっしゃっているように防災対策、危機管理の観点からも最大クラスの風水害や地震を想定して備える必要があるというふうに言われておまして、砂川市においても水害対策にしても地震の対策についてもそのような考え方で進められているのではないかなというふうに私も理解しますので、ただ一方では財政の問題もあろうかと思っておりますので、一遍に進めるわけにはいかないという実情も理解します。ただ、毎年毎年少しずつでも前進するような方向で、そして市民の安心、安全を守れるような体制がとれるように、そういうような形が目に見えるような取り組みをぜひ進めていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、私は大きく2点にわたって一般質問を行います。

まず、1点目は、市立病院の経営形態の変更についてであります。砂川市立病院経営形態検討委員会において、市立病院の経営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用に変更する方向性が示されたようですが、以下について伺います。

まず、1点目は、具体的に病院の経営はどのようになるのかを伺います。

2点目、全部適用と現行の一部適用の仕組みの違いはどのようなことかを伺います。

3点目は、経営形態の変更による患者さんへの影響についてはどうなのかをお伺いします。

最後に、4点目、今後の移行へのスケジュールについてであります。

大きな2点目といたしましては、災害時要援護者支援制度についてを伺います。砂川市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者が迅速かつ安全に避難をするための仕組みとして災害時要援護者支援制度をことしの2月から開始しましたが、以下について伺います。

1点目は、この制度を利用するには要援護者みずから申請することが必要であります、この方式にした理由について伺います。

2点目、現在における要援護者の申請数はどのくらいなのか伺います。

3点目、予想される対象者数を何人ぐらいと考えているのでしょうか。

4点目は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などを対象とした災害時要援護者名簿は作成されているのかお伺いします。

最後に、5点目です。ことし5月に砂川市社会福祉協議会と「災害時要援護者への避難支援の協力に関する協定」を締結したようですが、その内容についてを伺います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 大きな1、市立病院の経営形態の変更についての(1)、具体的に病院の経営はどのように変わるのかについてご答弁申し上げます。

自治体病院の厳しい経営状況を踏まえ、平成19年12月に総務省から公立病院改革ガイドラインが示され、各自治体に対し公立病院改革プランの策定が求められる中、砂川市では平成21年2月に市立病院改革プランを策定し、各種対策に基づき経営の安定を図ることとし、経営効率化の実施状況や経営形態の見直しなどの検討については有識者などで構成する委員会の意見を聴取しながら行うこととしたところであります。このことから、平成22年9月には砂川市立病院経営改善評価委員会を設置した中で、今後の経営形態についても検討をいただいた結果、経営責任の明確化、機動性、迅速性の発揮、自立性の拡大など多くのメリットを持つ地方公営企業法の全部適用を選択すべきとのご提言を平成2

4年12月にいただいたところであります。これを受けまして病院長を委員長、副市長を副委員長とする市立病院経営形態検討委員会を設置し、検討した結果、地方公営企業法の全部適用への移行という方向性を出したところであります。全部適用という方向性に至った理由ではありますが、全国的に医師不足を初めとして病院を取り巻く環境が大変厳しい状況になっている中で、医療制度改革などの社会環境や医療情勢の変化により迅速かつ柔軟に対応していくことが必要不可欠であるため、当院の足元をしっかりと固め、自由度の高い組織体制を確立させ、合理的かつ効率的に医療を推進するとともに、将来にわたって責任を持って病院を運営する一つの手法として、地方公営企業法の全部適用に移行することとしたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(2)、全部適用と現行の一部適用の仕組みの違いはどのようなことなのかについてご答弁申し上げます。全部適用と一部適用の主な仕組みの違いといたしましては、組織の関係と職員の労働関係で大きな違いがあるところであります。組織の関係においては、予算原案の作成や職員の任命、給与などについて地方公共団体の長から相当程度独立した権限が与えられる事業管理者を設置することになります。なお、事業管理者は地方公共団体の長が任命するものであり、その身分は特別職で、任期は4年となります。

職員の労働関係においては、全部適用となっても職員の地方公務員という身分は変わりませんが、地方公務員法の一部が適用除外となり、地方公営企業等の労働関係に関する法律などが適用され、労使関係において相違が生ずることとなります。一部適用の場合、職員は地方公務員法に基づく職員団体を結成し、当局と交渉する形となりますが、全部適用の企業職員は労働組合法に基づく労働組合を結成し、当局と団体交渉し、労働協約を締結することができることとなります。

続きまして、(3)、経営形態の変更による患者さんへの影響についてご答弁申し上げます。全部適用に移行しても砂川市直営の公立病院であることに変わりはなく、これまでと同様地域の皆さんから信頼される病院として職員一丸となって診療に取り組んでいくものであり、現在の診療内容や医療費が変わるようなことはございません。全部適用への移行後も自立した公営企業として地域住民の命と健康を守り、この地域で必要な医療を安定して提供することによって、これまで以上に医療の質と患者サービス向上に努めていくものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、(4)、今後の移行へのスケジュールについてご答弁申し上げます。今後におきましては、必要な条例、企業管理規程等の制定準備、職員団体との協議、職員への説明などを行い、総務文教委員会において申し上げたところでありますが、移行の時期を平成26年4月1日とし、全部適用に伴う条例等については12月定例会で上程する予定でさらに協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 大きな2、災害時要援護者支援制度についてご答弁

を申し上げます。

初めに、(1)、この制度を利用するには要援護者みずから申請することが必要であるが、この方式にした理由についてであります。国では平成16年に発生した風水害において犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、高齢者等の災害時要援護者の避難支援などについて検討を進め、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを取りまとめ、以来、防災基本計画に要援護者対策の必要性を明記するとともに、災害の教訓を生かしながらガイドラインを改定しており、北海道においても災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ、北海道地域防災計画を見直しております。このような背景のもと、市では災害時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする障害者や要介護認定者などの災害時要援護者が町内会、民生児童委員など地域コミュニティの協力を得て、災害時に地域の中で支援を受けられるよう災害時の避難支援を円滑に行うための体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、災害時要援護者支援制度を平成25年2月に開始しているところであります。要援護者の台帳登録につきましては、扱う個人情報が氏名、住所、年齢、性別の4情報以外に特に取り扱いに配慮が必要な個人情報を含んでおり、情報共有機関である消防、町内会、民生児童委員等への情報提供には要援護者本人の同意が必要であることや、支援が必要と判断するのはあくまでも本人か家族などであると考えたことから、申請書上で本人同意を行う手挙げ方式を採用いたしました。しかし、申請の状況を見ますと、障害者や高齢者の方の多くは地域包括支援センターを初め介護、医療機関とかかわることがあることから、そのかわりの中で登録申請に至っているケースがふえてきているところであります。今後も地域包括支援センターを初めとした介護、医療機関や地域高齢者見守り事業と連携し、制度の周知や登録申請を促すこととし、一人でも多くの方に申請していただき、制度の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、国では東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実強化するため、昨年6月に災害対策基本法等を改正いたしました。本年6月にも災害対策基本法等を改正し、災害発生時の避難に特に支援を必要とする方々の名簿の作成を市町村長に義務づけ、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、避難支援者に情報提供を行う制度を設けることといたしました。また、これまでのガイドラインを全面改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を定めていることから、市ではこの内容を見きわめ、取り組みを図ってまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(2)、現在における要援護者の申請数についてであります。2月以降41名の申請がありましたが、亡くなられた方と辞退された方により登録者数は現在39名となっているところであります。

続きまして、(3)、予想される対象者数を何人ぐらいと考えているかについてであり

ますが、介護保険における要介護認定を受けており、要介護1から5の方や、身体障害者手帳の交付を受けており障害の程度が1級または2級の方、療育手帳の交付を受けており障害の程度がA判定またはB判定の方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており障害の程度が1級の方などで在宅の方が合計で約870名、そのうち家族の支援が困難なひとり世帯の方が約300名と把握しておりますが、この中には一人でも十分避難できる方や近くに家族がいて避難支援を必要としない方も含まれますし、要介護認定や身体障害者手帳の交付を受けていない方でも避難支援が必要な方もいらっしゃいますが、現状ではこれらの方々の状況を正確に把握はし切れていないところであります。

続きまして、(4)、災害時要援護者名簿は作成しているのかについてであります、現在の災害時要援護者支援制度は関係課によるプロジェクトチームにおける検討内容をもとに制度化いたしました、検討作業に当たり対象者数を把握するため、昨年、社会福祉課、介護福祉課が把握している障害者や要介護高齢者等の情報から名簿を作成しているところであります。

続きまして、最後になります。(5)、ことし5月に社会福祉協議会と締結した「災害時要援護者への避難支援の協力に関する協定」の内容についてであります、昨年10月にプロジェクトチームにより全体計画を策定したことから、制度の円滑な運用を図るため、町内会連合会、民生児童委員協議会、地域包括支援センターなどに対し支援者の選定や情報の共有方法等の協議を行ってまいりました。この同じ時期に社会福祉協議会と介護福祉課が高齢者情報提供事業について町内会の名簿配付等の協議を行っており、災害時要援護者支援制度についても対象者などが関連性が深いところであり、支援方法を含め情報共有団体の一つとなることに協議が調ったことから、避難支援の内容等について協定を締結したところであります。協定の内容は、支援を円滑に行うため、市の要請に基づき避難情報等の伝達、安否確認、救助・救護、避難誘導や災害時要援護者対象リストに基づく支援活動を行うものとなっております、このほか情報の安全管理や守秘義務について定めた協定となっております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それではまず、市立病院の経営形態の変更についてのほうをお伺いをするのですが、普通これ病院の経営形態、経営の形が変わるのかと聞くと、みんなどうなるのだろうなというふうに正直思うと思いますし、私もそういうふうに思って今回質問をしているのですが、どうやら今のお答えの中では患者さんにとってはほとんど変わらないというようなお答えがあったので、まずこれ一安心というふうな思いでありますけれども、もう一つは、かなりはっきりとお話されているのが病院形態の変更については平成26年4月1日から始めていくと。要するにもう変わってやっていく。そして、変わるために必要な条例はこの12月議会、3カ月後の12月議会に議案が提案されるというような予定というか、来年の4月1日という話まで出ているので、もうこうなるとほ

ば確定なのかなというふうには思いつつなのですけれども、さてそこで12月議会に関係する議案が出てくるとなると、余り詳しいことを聞くと12月議会に聞くことがなくなってしまうかなというところもなきにしもあらずですし、ほかの議員さんも12月議会でいろいろ聞くこともあるのかなというようなこともあるので、私はちょっと一般的な形でこれからお伺いをしていきたいと思うのですけれども、まず先ほどからのお話の中で、いわゆる一部適用と全部適用って一体何なのだという話になるわけです。先ほども少しお話をいただいていますけれども、これ全国的に自治体病院ってたくさんありますけれども、果たしてこれまでに一体どのぐらいの全部適用というか、そういうものがあるのかどうかというところから、今この質問はもう2、3で絞っていきますので、まずそこをお伺いしていきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 今ご質問のありました全国の自治体病院の状況ということでございますけれども、全国の自治体病院協議会については約1,000ほどあったのがいわゆる合併だとか廃院というものも含めまして現在911ということになります。今回この中でいわゆる改革プランにおきまして経営形態の見直しが最終年、平成25年ということで、ことしでございます。それまでの経過で数字的にお話ししますと、今の公表されているのは平成23年度分までしか出ておりませんが、一応平成19年から23年までの動きをちょっと数字的にお知らせしますと、約911のうち地方公営企業法全部適用が19年には272あったのが平成23年については354と、82の増であります。その後平成24年、25年ということでまだ公表されていませんけれども、一応ふえているというような状況であります。ただ、その中でちょっと内訳申し上げますと特に都道府県だとか政令指定都市、市立、町立と一部事務組合というふうになっておりますけれども、市立病院の関係では平成19年89であったのが147と。それから、町村立では19が23ということで、どうしても町立よりは市立のほうがいわゆる公営企業法の全部適用に移行して効率的な運営を目指しているというような状況にあると思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 全国911とおっしゃいましたか、自治体病院。そのうちの3分の1ぐらいなのですか、全国的には。そこまで調べられているとすると、この周辺、道内でもいいかな。この周辺でそんなことを聞いたことないのですけれども、その辺はおわかりになりますか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 まず、函館、それから室蘭、稚内、あとこの近辺はまだそういう検討も一応しているようではございますけれども、やっぱり……失礼しました。旭川市立もそうなのではございますけれども、やはりどちらかというと大都市の病院。逆に言えばある程度一定の病床規模を持った病院が全適に移行していると。ですから、今申し上げたのは大体4

00から500以上というような病院でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 うちも500以上の病床は持っていますから、当然こういうことが議論にされていくのだろうということになると思うのですけれども、先ほどのお伺いしている中でいきますと全部適用と一部適用との違いみたいなものというのは、私も私なりに質問するので、ちょっと勉強してきたのですけれども、職員の人たちのことに関しては、同じ公務員だということが先ほどの答弁でもあったので、どうやら組合の形が病院と役所と違ってくるようなお話だったようなのですけれども、こちら余り関心ないので、そこはいいとして。私は関心ないので。それで、一番私が調べていった中でこれは重要だなと思うのが、正直言って砂川の市立病院あるいは市役所、市長という関係でいきますと、それほど大きく見えてはいなかったというのが正直なところなのですけれども、とにかく市立病院の最高責任者、経営責任者は今の現状ではここにいらっしゃる善岡市長なのです。この市長がお医者さんを任命するにしても院長をどうするにしても全責任を持っていらっしゃる方なわけですね。ところが、全部適用ということになると大分市長の権限というのが少なくなっていくって、経営のことに関していくと先ほど局長がおっしゃられた病院事務管理者というような人が、またこれも先ほどのお話でいくと市長が任命をして任期が4年という方のようなのですけれども、この方が相当重要な位置を占めていかれる方なのかなというふうに考えるのですけれども、市長と、それから病院管理者という方との関連というのですか、関係というのか、役割というのか、この辺のところをお伺いをしたいのですけれども。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 では、市長の権限、事業管理者の権限というところでちょっとお話ししたいと思いますけれども、まず市長の権限として残される、残されると言ったらあれなのですけれども、一応基本的には職員定数の管理は条例で定めておりますので、いわゆる職員の定数の管理、それから予算調製権、それから議会の提出権、それから決算を監査委員の審査及び議会の認定に付する権限だとか、使用料だとか手数料の過料を科す権限、これらも基本的に市長の権限として残るものでございます。それで、一方事業管理者の主な権限を申し上げますと、いわゆる職員の任命。例えば今市長名で任命を受けていますけれども、今度職員については全部適用になった場合については事業管理者名で任命を受けるというようなことになると思われます。それから、契約の締結だとか、いわゆる企業の管理規程の制定、それから労働協約を締結する権限は一応事業管理者と。ただ、全体的には市立でございますので、市長はその上の開設者という立場もあります。ですから、ある程度責任は基本的には両方、両方というよりは市長のもとで任命を受けて事業を行うという立場でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大分市長の権限というのが少なくなって、大事なところというのは病院

事業管理者がやっていくというようなことになるのだなというのが今わかってきているのですけれども、ただ、今も市立病院には院長がいらっしゃいますよね。そこに今度病院事業管理者という人ができるということになるわけです。病院事業管理者と院長という、病院の中でのその関係というのはまたどうなっていくものなのか、同じ人がやるのか、これ全国でも三百何十というのは前例があるわけなので、大体どんな感じになっているものなのでしょうか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先ほど1回目にお話ししましたけれども、事業管理者となりますと特別職になりますので、基本的には一般の病院では特別職として事業管理者を置いて、さらに病院長を配置するというような体制で医療機関は行っている。ただ、特に市町村の実情もあると思いますけれども、部分的に兼務発令してそれをすぐ解くというケースもございました。ですから、そこについては医者的人数だとか病院の状況にもよるとは思いますけれども、基本的には事業管理者、さらに病院長ということで、兼務しないような体制が通常言われております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本当は、そこがどうなるのなんていうのは聞いてみたいところですが、そこは人事の話でしょうし。とにかく今回ちょっと質問を出したのですけれども、答弁の中で12月議会に議案が出るということが正直私の手かせ足かせになっているなというふうには思っているのですけれども、機会があるので次にということを考えてはいます。それで、ただ一部適用、全部適用という、ここよりも前に私はずっと考えていて、悩んでいることがあって、今うちの市立病院の院長先生は小熊先生という院長先生なのですけれども、これ小熊院長の定年って、お医者さんでやっぱりあると思うのですけれども、局長、この小熊院長の定年というのはいつなのですか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 市の条例では、一般職は60歳、それから医師については65歳ということになっております。

[何事か呼ぶ者あり]

ですから、現在は、院長の定年ということになりますと27年の3月ということになります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 27年の3月というと、再来年の3月には院長は退職ということになるわけですね。これもしも一部適用、全部適用というふうなこの仕組みがないままでだと、定年を迎えようとする小熊院長が市立病院に残れる可能性というのは少しでもあるのかないのかをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 もしか全適でなくてもあくまでも本人の意思でございますので、定年は定年でございますので、その辺については私はちょっとお答えできません。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そういう意味で言っているのではなくて、医師として定年があるわけですから、定年後もいられるのかどうかということです、今の仕組みのままで。それも答えることはできないのですか。

〔「制度」と呼ぶ者あり〕

制度としてですよ。そうです。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 まさに制度ですので、定年になったらそのまま終了ということになります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そういうことですよね。それで、私は前から、病院を建てるときから、余り議会に来られない院長だったのですけれども、病院改築の予算をするときは小熊院長ここに来られて、ちょうど私も総括質疑を行ったのですけれども、小熊院長目の前にして、これもう大きな借金をするのだから、小熊さん、途中で逃げないでと言ったことは覚えているのです。僕は改築準備の市立病院の改築促進特別委員会というのを改築をする前に議会も設けまして、かなりいろんな議論をして、そのときは小熊院長もかなり積極的にこの委員会に出席されていろんな議論をしたのですけれども、その議論をしていく中で、この院長はただのお医者さんではないなと。やっぱり経営的なこともかなり考えていらっやって、手腕もある方だなというのは実は実感していたのですけれども、それからよく市長が言われることの中で、よそのまちへ行って言うのだけれどもと。この砂川の少ない人口、小さなまちで、91名ですかお医者さん、嘱託医師なんかも含めて91名のお医者さんの確保というのでできているということがありますよね。これなかなか大変な数だと私も思うのです。やっぱり小熊院長先生がかなりその辺の医師の確保ということでも力を発揮していただいているのではないかなというふうに思うわけです。今先ほど言っていた全国の自治体病院ある中で、全体で構成している全国自治体病院の協議会という中で、うちの小熊先生は副会長というかなりナンバーツーの位置にいらっしゃるといふ。そういう意味でいえばすごくいい人に院長としてはいてもらっているのだろうなというふうに今思うわけです。ところが、たしか局長も来年定年でしたっけ。院長が再来年定年になっていくということになると、これ実は大変なことだなというふうに思うわけです。そういう意味では、私はぜひどんな形でもいいから、とにかく小熊院長には残ってもらわなければいけないというのが大きな思いで、そういう点でいきますと全部適用になって病院事業管理者に、これ人事のことなのですからけれども、小熊院長がなれる可能性というのはあるのですよね。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 この地方公営企業法全部適用におきます事業管理者につきましては、基本的にはあくまでも市長が任命するということになりますけれども、今それらについてもこの場では現段階ではお答えできませんし、こういうものについては今後の協議事項ということになると思われま。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そこで、先ほどからのお話の中で、私はもうかなり大きな流れ方になるのだろうというふうに思っているのですけれども、来年の4月1日からは全部適用に持っていこうとしている。そして、12月議会で先ほどから言っているとおり関連の議案というものを出してくるということも、ここの議場で言われるということはかなりはっきりしていることだというふうに思うのです。そこで先ほども、これまで改築から、いろんな形から小熊院長には何とか残ってもらいたいというのは私の意思なのですが、そういう意味でいえば今この時点では全部適用ということしかないのかなというふうに思うわけです。そこで、病院、先ほどの事業管理者の任命権というのは善岡市長にあるわけですから、ここで善岡市長の全部適用に向けての思いというか、小熊院長にぜひ残ってもらいたいというようなことがお話をしていただけるかどうかということなのだと思いますけれども、市長、この辺はお答えいかがでしょうか。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 残念ながら小黒議員の期待に応えることはできないわけでございますけれども、振り返りますと今から30年ぐらい前ですか、昭和57年に砂川市はこの市立病院、センター病院に指定されたと。時折しも南須原院長、いわゆるこの病院の礎をつくって確固たる地位を築いたのは南須原院長でございます。センター病院の指定を受けた時点で砂川の将来の姿は、病院のあり方はもう見えていたと。南須原さんは、当時私関係する職場にいましたけれども、よく口癖のように言っていたのは、病院の医療、経営に関しては行政は口を挟まないでくれと。そのかわり私は絶対に黒字にする。こういうまさに経営者としては秀でた方でございます、この方がいわゆる今の病院をつくったと。それで、この方は自分の定年を当然知っていますから、自分の時代だけでなくこの病院はずっと成長して行ってほしいということで、早いうちに小熊先生を引き抜いてきたと。やっぱりその能力なり経営を持った人かどうかというのは、恐らく当時判断されたのだろうというふうに思うわけでございます。ただ、その当時の病院の形態がどうであったかといいますと、いわゆる一般的には病院は市長部局でございます。一部適用でございます。一般的には、職員係は市に1つ。指定金融機関も1つ。採用も1つ。だが現実的には全部適用と同じように砂川市は拓銀、病院は北洋、銀行ですよ。それから採用も独自にやる。まさに全適と同じような取り扱いで進んできて、時の理事者も代々事務局長には市のほうから派遣をしておりましたけれども、大事なところは市長と院長で話をしながら決め

てきたと。その辺のバランスがうちが成長した要因にもあるし、そういうルールつくったのは実は南須原さんだったと。南須原さんは小熊さんを連れてきて、確かに小熊さん来て院長になったときには苦労されていたと。残す手法としては、小黒議員承知のように名誉院長として南須原さんを任命していると。なかなか難しいもので、うまくいったのか、いけないのか、いったのだと思うのですけれども、その中で円滑に引き継ぎをしていったと。

今回どなたがなるかというのは人事の問題で、ここで言う必要はございませんけれども、いわゆる病院、役所もそうです。砂川市というのは、病院も行政も不変であると。人ではなくて、いかにそれを未来につなげて、砂川市のまちづくりを理解してくれてやってくれる人がその期間を担わなければならない。それが誰かはまた別にしましても、先を見てやってくれる人でないとなかなか難しいと。小熊院長もずっといるわけではない。私もずっと市長をやっているわけではない。人がかわりながら、何とかこのまちを守っていこうと。それを理解してくれる人でないとなかなか、医療の分野は医療でいいのですけれども、やっぱり病院は砂川市のまちづくりの核になる、人を集めれる施設であると。これからは、恐らく今の投資を重ねていく病院の形態からいくと、そう遠くないうちに空知の中心の病院になってしまうと。それはなぜか。それだけの投資をするし、それを行政も議会も容認しながら、新たな医者呼んで、うちはどんどん人をふやしながら、収益も上げ、さらに圏域を超えて影響力を持たせていっているというのが現状でございます。そういう思いからすると、やっぱり円滑に次の病院長なり事業管理者を選定しながら、だから全適については私はこだわっていません。もっと早いうちにどうして全適にしていけないのだろうかというのが私の思いでございます。たまたま私が市長になってからこういうぐあいになっていきますけれども、私自身はもうとうの昔からうちの病院は全適だったと。確かに私が市長でありますから、医者に訓示を言います。ただ、非常に違和感を感じる。なぜ私がこういう考えになるかということ、私の息子も医者であります。臨床研修医なり派遣で半年ずつ道内の病院を回っていて、道内の病院の状況なり医者の動向はどうなっているか、行政との関係はどうなっているかというのをうちの息子に全部調べさせていますけれども、やはりなかなか医療の世界というのは難しいものだなと。ただ、一定の制度の中で砂川市は行政と病院がやってきたと。過度に口挟むことはしないと、医療には、それが一つの成功の要因であるというのは間違いないというふうに思っているところでございます。ですから、12月議会に常任委員会で条例をかけて、来年から施行ということでございますけれども、私はだからといって開設者の地位を逃れることはできず、かつまた従来と変わらないところで院長と市長と、事業管理者と市長という関係でいろんなことを話していかなければならないと。病院の建設もやっぱり過疎債は総務省なり、前の菊谷さんも含めて言ってきましたけれども、恐らく過疎債がつかなければうちの病院は大赤字になっていただろうと。ですから、いかに行政と病院が役割分担をしながらやっていくと。このよさがうちには、ほかの病院と違う強みであると。過疎債は全国初ですから、まさにウルトラCだったと。

そういういい関係をいつまでも持ちながら、ここの病院が空知の中心となるような、そんな組織形態を市長としては考えるべきだなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 12月議会をまた楽しみに、この関係は今の市長のご答弁で終わりたいと思います。

続いて、災害時の要援護者支援制度についての関係で質問をしていくのですが、要援護の関係で私は今回ちょっと質問をしたいなと思ったのは、2月からこの制度というのが始まったのですが、どうして自分で手を挙げていかないといけないのかなと。つまり2番目でも聞いていますけれども、今の申請をされた方は41名だったのが亡くなったり辞退されたりで結局39名とおっしゃったんですね。ちょっと少ないのではないかなというふうに思うのです。要介護認定者というのは大体どのぐらいいらっしゃるのですかという数字でいうと、870名ぐらいというのが最初のお答えでありました。この支援制度をつくる時に大体の目安というか、手を挙げてもらうべく対象の方々というのは市のほうも示されているわけで、つまりそれは要介護だったり、障害の1級を持っていらっしゃるとかという意味です。そういう形で870名ぐらいがいらっしゃる。だけれども、2月から始めてまだ今現在で39名ということになるわけです。この39名、手挙げられた方々は多分町内会の住んでいるの方々、町内会にも連絡は行っていると思うのですが、全体としてやはりいつ災害が起こるかかわからないという、こういう状況の中で、もう少しスピード感があっていいのではないかなというふうに私は思っています。なかなか手を挙げてというのは難しいのだと思うのです。つまり私は要介護4だよ、5だよという方が役所まで申請書を持ってきてとか、あるいは障害の方、精神障害も含まれるわけですから、実は私はもしいざとなったときに助けが欲しいのだけれどもと思っても、なかなかみずからが私は障害ですとか、精神障害ですとかというために窓口に来るといってもこれ本当に大変だろうなということも39名という数字の中にあらわれているような気がするわけです。そんなわけで以前からこのやり方というのはなかなか進んでいかないのではないですかと委員会とかでもいろいろお話をしてきたわけなのですが、できればやはり、いざがいつ来るかわからないわけですから、どういう方々がいざのときに支援が必要なのかということはできる限り確実に押さえておく必要はあるだろうというふうに思うわけです。その中でも要援護者の名簿というのは、先ほどはできているというようにお話がありましたけれども、ただ名簿ができてはいるけれども、それをどういうふうに今後町内会や何かにおろしていくかというときにはやはり申請しかないだろうというふうに思うわけです。今ここで伺いするのは、現状39名しか手を挙げてくれる方がいないのですけれども、今後どういうふうにこの数をふやしていこうとされているのかをまず伺いをするのです。

それから、先ほど社協との災害時要援護者の協力に関する協定は締結されているということなのですが、実際社協のほうには名簿というのに行っているのか、行っていないのかです。これ現実的に協定を結んで、どの人がどう対象なのかということがわからない限りどうにも動けないのだろうと思うわけです。これは、社協であろうと町内会であろうと同じだと思うのです。そこのところのある程度の方向性というのがちゃんとしていないと、絵に描いた餅と言ったらちょっと言い過ぎなのですけども、せっかくこういう高齢者あるいは災害時の弱者に対する制度をつくったとしても、なかなか機能がしていけないのではないかというふうに思うものですから、まずその2点お伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 現在39名という申請者が少ないということのお話ですけども、私どもといたしましてもこの数字につきましてはまだまだ少ないものと考えているところでございます。先進で行われている自治体、あるいは内閣府が取り組んでおりますアンケート調査の場合におきましても、手挙げ方式であれば大体やはり1割程度の方が手を挙げる程度ということのようであります。そのような状況の中で、国のほうも今までの状況であれば東日本大震災も踏まえながらいきますとまだまだ足りないということがありまして、災害対策基本法もまた新たに改正をいたしまして、新しくここで避難行動要支援者、今回からは避難行動要支援者という表現になりますけれども、こちらの避難行動支援に関する取組指針というものを新たに発しまして、こちらにつきましては8月23日に私どものほうに内閣府のほうから文書として届いているところでございます。これらにつきましては、今後10月末ぐらいに説明会等も開催されるというふうに予定されておりまして、質問からちょっとずれるところもあろうかと思っておりますけれども、今後はこの新しい流れの中で制度も進めていかなければならないというところで、若干説明させていただきますけれども、今回の法改正によりまして、1回目の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できるというふうになっております。その後避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するということになっておりますので、基本的には同意を得るということは、まずは名簿を作成いたしまして、その対象の方がそれらの状況にあるのかどうかの確認をするという作業が生じてくると思います。現状といたしましては、約870名の方がリストアップという形にはされておりますけれども、その方がもしかいたしますとご家族と一緒にお住まいになられまして、避難も一緒にご家族の方が支援をできるというケースもあろうかと思っております。それらにつきましては、なかなか870名の方をリストアップしてございまして個別に当たるといった作業までは現状のところとしては進んでいない状況にありましたので、それらの状況が今回の改正に伴いまして、必ず該当になられる方、対象とリストアップされた方については同意を得るという作業の中で、ご本人と連絡をとりながら、必要かどうかの確

認をとれると思いますので、その点は格段に状況としては進んでいると思います。国のほうでも言うておりますように、緊急時ではなく平常時からそれらの名簿をつくって、必要とされる方についてはそれらの名簿を支援していただける、例えば民生委員協議会ですとか町内会等にも情報提供をするということで、平常時からの対応はとれるというふうに考えていますので、そのような中、まだ制度改正になって間もないものですので、状況つかめないですけれども、法の趣旨はそのようなことで伝わってきておりますので、そのような対応をとりながら進めていきたいと思っておりますし、現状といたしましては手挙げの部分につきしてもなかなかご本人が直接来れないケースもありますので、41名の中には実際といたしましては8名ほど訪問看護ステーションの職員が代理で申請をされているというケースもありますので、まだこれらの新しい制度に向かうまでの期間についてはそのような対応をとりながら、ぜひとも申請をしていただいて、登録していただきたいという活動は今後も続けてまいりたいと考えているところでございます。

あと、2点目の社会福祉協議会の関係でありますけれども、社会福祉協議会とは協定も結んだところでございますので、名簿を作成してリストという形の中でお渡しをしております。その中でこの方がどのような状況にあるのかというのはわかるようなリストを、町内会に配付しているものと同様なリストをお渡ししておりますので、社会福祉協議会のほうでも把握できるかと思えます。ですけれども、今回のこれらの要援護者の支援制度につきましては、一番大事なことは個別の計画を作成することだというふうにも考えております。その方が災害に遭ったときに、災害が発生したときにどなたが実際的には支援をするのか、それを決めなければなかなか実際の活動にはつながらないとは思いますが、高齢者を見守る、支える仕組み等の中で町内会等とも協議をさせていただくと、同じような制度を同じような時期に町内会ですとか民生委員さんをお願いするというふうな状況になったところもございまして、なかなか急にはそれらの対応もできないというお話も協議の中では聞いておりますので、それらの状況も踏まえながら、ですけれども最終的にはやはりご本人の個別の支援計画を立てなければならないという、この方針のもとで進んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 手挙げ方式ということの今の現状から、災害対策基本法というのがそれこそことしの6月ですか、公布になって、その法律によると公布の日から1年を超えない範囲において名簿の作成をするということが義務づけられたのですか。そうではないのですか。とにかく今まで苦労して手挙げでやってきたこの名簿を法律のもとでしっかりつくっていくということなのですよ。そこちょっと確認をしたいのですけれども。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回の法律に伴いまして、今まで一番課題でありました個人情報保護条例との関連が法の中で規定されておりますので、この法に基づいてそれらの情報

提供ができるという点が一番大きなものと考えているところでございます。6月に公布されておりまして、公布から1年以内に施行ということになっておりますので、これらの施行日につきましてはまだ判明をしておりませんけれども、先ほどご答弁させていただきしたけれども、10月末にこれらについての説明会等が北海道のほうで開催されるというふうにも聞いております。それらの状況も踏まえながら、ですけれども今すぐにでもできるものについては準備をしながら、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今砂川市が持っている制度よりはるかに国の災害対策基本法による名簿づくりのほうが先に進みそうな感じがするので、もうそっちに乗っかってしまったほうが全然いいと思うのですけれども、となると私の質問は市の支援制度を聞くのではなくて、この災害対策基本法ほうを聞いていかなければいけないのかなというふうに、ちょっと質問がかわってきそうな気がするのですけれども、その辺で関連があるので、もうちょっと詳しくお伺いをしたいと思っておりますが、先ほど言われた災害対策基本法の名簿というのは、避難行動要支援者名簿というお話がありましたよね。ちょっと名前が変わるのですけれども、多分同じようなことになると思うのですけれども、記載する、記録する名簿というのは、今砂川市がやっている4情報以外にももっと、これも市の今までの支援の制度と同じようなものなのかどうかをお伺いしたいのですけれども。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 新しい制度でありますので、まだ詳細不明なところもございすけれども、今必要とされている避難行動要支援者名簿の作成につきましては、現状と同じような形の中で、例えば要介護状態の区分ですとか、障害支援の区分、あとは家族の状況等も考慮しながらそれらの名簿を作成するというふうに言われておりますので、状況的には余り変わらないものが作成できていくのかなというふうに思っております。手挙げ方式の作業につきましては、私ども当初といたしましては手挙げ方式だけでは不十分だということで、手挙げをしながら、あとは名簿を例えば民生委員さん等にお渡しをしながら、ご本人に直接同意を求めるという方策もとろうというふうにも考えておりました。これらについては、今回新たに変わったものと同じような形なのですけれども、個人情報保護審査会の中で若干やはり町内会の対応等も考えると時期尚早ではないかというようなご意見も伺いまして、まずは取っかかりといたしまして手挙げ方式という形になったところでございますので、基本的には法改正になりましたので、この枠組みの中で今後につきましては進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほどの災害対策基本法の関係なのですが、これ今まで手挙げ方式だったものが、私も支援者名簿の取り組み指針というのをちょっと見ているのですが、今後は市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送とか戸別訪問で直接的に働きかけることが求められるというふうに書かれています。これは、砂川市でも当然そういうふうに行っているというふうに思っていますよね。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 どのような形になるかは別ですが、例えば郵送になるのか、全ての方に面談するのかは別にいたしましても、本人の同意を得るためには本人と必ず接触をとるという考え方でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本当に災害時の要支援が必要な名簿づくりというのは、一気に進んでいくのだろうというふうに思うのです。このことは、ほかの所管になってしまうのですが、市長がこれまでずっと推し進められようとしている高齢者の見守りの関係とか、必ずダブってくる名簿だと思えます。そういう意味では、一気に進んでいくということはとてもいいことだろうというふうに今感じているのですが、ただどうなのでしょう。法律ちょっと見ても社協だとか、あるいは民生委員とか、いろんなある程度公的な機関っぽいところは、同意を得た、積極的にこれから市の職員が同意を得るように動いていくという流れがあるわけですが、そこにできた名簿を開示するというか、見せられるというところに町内会とか自治会というのが明記されていないのです。そこところというのはどんなふうになっていくのでしょうか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 法律の中を見ますと、開示先に社会福祉協議会あるいは自主防災組織というふうに記載もされているところもございます。法律ですので、細かなところも規定されているのかどうかというのは私どもまだ分析等もされておられませんけれども、このようなところが地域の活動をしていただける、実際に動いていただける団体等も示しているのではないかと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、つまりこの名簿が、もちろん積極的に同意をお願いしつつ得られた名簿というのが町内会のほうにも提示されるというか、情報が入ってくるという可能性というのは高いというふうに考えていいのでしょうか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 現状といたしましては、そのような形で現状手挙げ方式で名簿

等もお渡ししているような団体については、今回につきましても基本的には同意を得るといふ作業は行いますので、同じような状況の中で同意を得た中、お渡しをして、それらの支援に当たっていただければというふう考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体わかってきて、これから本当に進んでいきながら、あるいは町内会が今後どういうふうにかかわっていただけるのかということはかなりスピードで進められていくのではないかと今思っています。先ほどからのお話の中で、最後のほうの質問ですけれども、例えばどういう人たちを今度要支援者名簿の対象者にするかということがあり得るのだらうと思うのです。普通でいくと要介護度が3から5とか、身体障害者1、2級だとかとかなり絞り込んでいくのですけれども、では果たして災害時のときの要支援者というのはそこだけかという、決してそこだけではなくて、本当に子供がたくさんいる家庭でもそうでしょうし、あるいは妊婦さんもそうでしょうしというところはあると思うのです。私は、やっぱりこの名簿がまず基本的なものがそろっていけば、その先の要支援が必要な方々のところまでもより早く入っていただけるような気がするものですから、何とか手挙げ方式ではない方式をとるというふう考えていましたけれども、先ほどからのお話のように法律が改正になってそうなるということなので、確実に進んでいくと思うのですけれども、市のほうとしてはどうなのでしょう。今のところは、一応手挙げ方式のこれまでの要援護者支援制度の中では先ほど私が言ったように要介護を受けている人とか障害手帳を持っている、あるいは1、2級というふうにある程度限られてはいるのですけれども、今後その枠をもう少し広げていって、先ほど言った妊婦さんとか子供たちが多いい世帯だとかというところまで広げていかれるような思いはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 現状の支援制度におきましても、一般的には要介護度が3から5と指定しているケースが多いのですけれども、砂川市においてはそちらにつきましても1から5という拡大をしているところでございます。必ずしも今あります要介護度ですとか障害の程度等にこだわらず、本当に必要な方については支援をするという、支援する体制を整えるという考え方がございますので、それが妊婦さんでありましたら、そういうこともありますでしょうし、例えば議員おっしゃるとおり子供がいっぱいて対応できないというところもありましたら、それらについてはどんどん申し出ていただいて、なかなかそれらの状況を市の側として把握するのは難しいと思いますので、広報等でそれらの制度も周知しながら、そういう部分については手挙げになろうかと思っておりますけれども、手を挙げていただいて、支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 (登壇) 通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

大きく1点、都市公園についてであります。砂川市は、市民1人当たりの都市公園面積が日本一であると言われており、アメニティ・タウンの指定を受けています。そこで、以下の点について伺います。

(1)、市内各所にある公園の遊具の設置状況と今後の配置計画について。

(2)、害虫発生時の対応について。

(3)、先月オアシスパークにおいて、中学生が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。利用者に対しての安全喚起または安全対策はもちろんのことと考えますが、水辺がある北光公園における安全対策についてお伺いいたします。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 (登壇) 大きな1、都市公園についての(1)、市内各所にある公園の遊具の設置状況と今後の設置計画についてご答弁申し上げます。

市が管理しております公園遊具の設置状況につきましては、総合公園1カ所、運動公園1カ所、街区公園16カ所、近隣公園5カ所、緑地2カ所、合計25カ所の公園で、コンビネーション遊具やブランコ、滑り台、鉄棒等の遊具115基を設置しております。この遊具設置の今後の設置計画であります。今年度策定しております公園施設長寿命化計画で公園利用者の利便性の確保、ライフサイクルコストの縮減を目的とし、今後10年間の修繕及び改築についての事業計画の策定を行っております。この公園施設長寿命化計画の中で遊具施設の傷みの程度に応じて計画的な修繕や子供たちが喜んで遊べるような遊具を設置する計画でありますが、この事業を進めるに当たり地域の皆様のご意見を参考にしながら、利用しやすい公園となるよう公園施設の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、害虫発生時の対応についてご答弁を申し上げます。公園の樹木につきましては、イチョウ、アカシア、シラカバ等約3万9,000本を管理しておりますが、害虫発生時の対応につきましては市民からの情報提供やパトロール等で発見次第、樹木の剪定などにより駆除対応しているところであります。

次に、(3)、水辺がある北光公園における安全対策についてご答弁申し上げます。北光公園の敷地面積は23.9ヘクタール、そのうち水面部分の面積は5.42ヘクタールであり、水面部分及びその周辺で、市民の皆様が水辺の散策や魚釣り等で自由に使用していただいております。この水面部分の東側と南側につきましては、岸から急に深くなっておりますので、公園管理の安全対策として転落防止のためのフェンス及び注意看板を設置しているところであります。今後とも市民の利用状況等を見ながら、必要となる安全施設の設置を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

(1)については、本年度策定されている公園施設長寿命化計画で公園の種類についてわかったところでありますけれども、市民に一番身近な公園として街区公園、近隣公園が

ありますが、ここは遊具の設置など答弁にありましたとおり地元の皆様の意見を取り入れながら修繕、改善して、よりよいものをつくっていただきたいと思います。今の現状では、余り人がいないような状況に見受けられますので、本当に地元の皆様の意見を取り入れながら行っていただきたいと思います。

そして、総合公園である北光公園、運動公園である日の出公園、そして緑地である石狩川水系砂川緑地、オアシスパークには、遊具のほかに施設的なものを設置することで多くの市民の皆様が利用するのではないのかなと考えております。そこで、北光公園でいえば現在、野外ステージや日本庭園、ドッグランなど、あとヨット、カヌーですか、のようなところ、施設がありますけれども、例えばオートキャンプ場や水遊びができる人工池の設置、また札幌市水道記念館にあるようなコンクリート板、10メートル四方のコンクリート板の一定の穴から子供の背丈ほどの水が出てくる噴水のような施設、日の出公園では冬期間や雨天時等に少年野球やサッカーの練習ができるような歌志内チロルの湯や月形町にある土間体育館などを要望する意見もあります。そこで、たくさんの人が集まる公園を目指して、砂川アメニティ・タウンとしてそういうお客さんの誘致もしたほうがいいと思いますので、市としての考え方を伺いたいと思います。

2については、樹木があるということで、クモとか蜂、ガの幼虫とか、私の近くの公園ではクモの巣が張っていてとても行きたくないというような声もありますので、そういう場合には市民からの声があれば剪定していただけるということでもよろしいのか伺います。

3番目の安全対策であります、やはり水辺の事故というのは施設の不備や利用者の不注意だと思いますけれども、施設の不備をパトロールする回数が何回であるのか伺って、2回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 随時ご答弁を申し上げます。

初めに、公園に設置する施設のご質問でございます。北光公園には、オートキャンプ場、人工池、噴水、そして日の出公園には土間式の体育館というお話でございますけれども、議員さんおっしゃるとおり公園にいろいろな施設を設置いたしますと、市民の利用客もふえるというふうに私も考えてございます。1回目のご答弁でもお話をさせていただきましたけれども、公園施設長寿命化計画で公園施設の計画的な修繕、改築を計画しております。この事業の中で公園利用者の利便性や、また子供たちが楽しく遊べる、そういった遊具の設置を計画しております。この事業を進めるに当たりまして、地域の皆様のご意見を聞きながら進める考えでございますけれども、この中で地域から設置する施設の要望、この要望の中には先ほど議員さんからお話もありました施設も含まれますけれども、要望がございましたら、設置後の利用状況、事業費、そして維持管理費、いろいろな角度から検証を行いまして、設置に対しての検討を行ってまいりたいと考えてございます。

それと、公園の樹木の剪定についてのご質問でございます。先ほどの答弁の中でもお答

えしましたけれども、地域の皆様の情報を得ながら、そしてまたパトロール等を行いながら公園の樹木の管理をしております。したがって、地域の皆様からそういった情報の提供がございましたら、現地確認の上、大至急対応したいというふうに考えてございます。

それと、公園施設のパトロールの回数ということでございますけれども、回数につきましては別に決まっております。雨が降ったり、風が吹いたり、そういった状況の中で公園の樹木がどういふふうになっているのか、随時パトロールを行っている、こういうふうな状況でございます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 大体わかりました。

本当地域の声を聞いて利用される公園というのが求められているのかなと思います。そこで、砂川には整備された公園がたくさんあるわけですから、利用されないのはもったいないと考えていますので、本当に地域の皆様の声を聞きながら、よりよい公園を望みます。それで、市長にそこら辺に対しての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ちょっと動揺しております。余り得意と……こんなこと言ったら怒られるのですけれども、北光公園は正直言って、私の思いでございますけれども、膨大な、過去からかつて昭和の時代に物すごく大きな投資をして公園をつくってきたと。しかし、使われているのは当時のヤングクラブというのですか、その人たち、青年会議所というのでしょうか、その方たちが何とか活用しようということで、市と一緒に緑と花の祭典を行って今日までできていると。しかし、それ以外の活用がされているのかというと、投資した割にはされていないと。夏場はB&Gのヨットとカーヌーで行われておりますけれども、それ以外になるとどうも薄暗くて散策するのも気持ち悪いと、人が余りいないために。という状況もあったわけで、何とかこれを利活用しようというのは、かつて以前からこういう話もございました。その後ドッグランを一部開放しまして、これは辻議員さんでしたか、以前に言われて、そこには休みの日行きますとドッグランで使われているのですけれども、それも一部だけの活用ということでございます。難しいのは、子どもの国があるためにそちらのほうに、無料のために、結構多くの方は遊び道具がただでいっぱいあるということで行かれてしまうというのもございまして、オートキャンプというような話もございましたが、結構他市町村でやっている話を聞きますと経費がかかると。ごみの処理もいっぱいかかると。また、1つはすぐ近くに温泉がないとなかなか来てくれないとかという課題もあるみたいでございまして。だから、オートキャンプはどうかかなと思いつつも、経常経費というか、経費の面も見ながら、せつかくの公園ですから北光公園もう少し活用できる方策は、行政のみならず皆さん方のちょっとお知恵をかりながら、かつてのヤングクラブのようにお話し合いをしながら、なるべく経費がかからず、かつまたできる方策を検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 ありがとうございます。

そうやって利活用をされて、本当に協働のまちづくりの観点からも市民の声を聞きながら、街区公園にしても総合公園にしても運動公園にしても使われる公園を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

◎延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時31分